

V 可能性調査

カジノを含む統合リゾート導入のメリットとして、観光振興や地域の活性化、雇用の創出や税収の確保などがあるとされている一方で、カジノ導入に伴う懸念事項として、ギャンブル依存症や青少年への影響、暴力団等組織悪の介入や地域環境への影響等があるといわれている。

「税収の確保」について、カジノの合法化に向けた動きの中では、カジノ収益のうち一定率を納付金若しくはカジノ税という形でカジノ事業者から国や地方公共団体へ納付させるといった仕組みが検討されているが、その用途については、地域活性化のための諸施策に充てるほか、ギャンブル依存症対策など、カジノ導入に伴う懸念事項への対策費用として充てることが考えられる。

本章では、最近のカジノ合法化に向けた動向を踏まえつつ、カジノ収益配分の考え方についてまとめるとともに、本県に統合リゾートを導入する場合の納付金（カジノ税）の用途について、検討を行う。とりわけ、懸念事項対策については、納付金（カジノ税）や入場料という特定の財源をもって取り組むべきものと考えられることから、支援機関等の組織形態の検討やその運営に要する経費の試算を行うことで、カジノ導入に伴う社会的コストの規模の把握に努めることとする。

1. 合法化に向けたこれまでの動向

カジノ合法化については、国際観光産業振興議員連盟（IR議連）により検討が行われている。沖縄統合リゾートモデルの再構築を行った平成22年度以降、以下のような経緯を経て現在に至っているが、そのなかでカジノ収益の配分についてどのように変化してきたのかを確認する。

※ 国際観光産業振興議員連盟（IR議連）：

地域の活性化を通してわが国の社会・経済の再興をはかるため、国際観光産業の振興戦略に関し、具体的な法制度のあり方を含め調査・研究・実行に取り組んで行くことを目的とした、カジノの合法化を目指す与野党有志の国会議員による超党派の議員連盟（平成22年4月14日設立）。

① 特定複合観光施設区域整備法 会長私案(H22.8.5)

IR議連の第8回総会において、古賀一成会長（民主党・衆議院議員）の私案として公表。平成22年度に再構築を行った沖縄統合リゾートモデルは、この考え方を基に作成。

<「会長私案」における収益配分の考え方>

○納付金○

国 カジノ事業者の粗収益に対し一定率の納付金を課す（用途：不公平感や利権の囲い込みを防ぐ為、国民に広く還元すべきか 例：年金）

地方公共団体 一定の上限をもとにカジノ事業者と任意に決めさせるべきか（用途：予め条例で定めることとする）

○入場料○

地方公共団体 地域住民の賭博行為への過度の関与抑止のため、入場料を徴収できる。入場料のうち一定率は、地域社会における風俗環境の悪化防止や地域社会にもたらす否定的側面を縮小するための使途に充てる。

○その他○

- 国**
- ・カジノ規制機関（カジノ管理機構）の創設、維持、運営、活動に関する全費用について、賦課金として事業者に課す。
 - ・賭博依存症の実態調査、研究、カウンセリングや治療の体制支援、防止や予防の為の教育普及活動等を支援するための財源とするため賭博依存症等対応基金を設け、財源は事業者が納付する。

② 特定複合観光施設区域整備法案大綱(H23.7.28)

議員連盟における各省庁へのヒアリングを経て、衆議院法制局の協力を得て作成され、第16回総会において公表された。

主務大臣について、特定複合観光施設区域の指定を国土交通大臣の所管、複合観光施設区域内にあるカジノ施設の施行に関わる部分を内閣総理大臣の所管とし、会長私案における「カジノ管理機構」を「カジノ管理委員会」と改め、依存症対策については依存症問題検討小委員会を設けること等が示された。

<「法案大綱」における収益配分の考え方>

○納付金○

国 カジノ事業者の粗収益に〇〇の割合の算定率を乗じて得た額を国庫に納付しなければならない。(使途については、規定されていない)

地方公共団体 条例で定めるところにより、上記国の徴収率を上限とし、納付金を徴収することができる。(使途については、規定されていない)

○入場料○

国 カジノ施設への入場者から、カジノ管理委員会規則で定める額以下の入場料を徴収できる。(使途:カジノ施設におけるゲームの依存症に関する対策に要する費用に充てる)

地方公共団体 国と同内容(使途:特定複合観光施設区域及び周辺区域における清浄な風俗環境の維持に要する費用に充てる)

※ 入場料の納付手続については、事業者はその事務を委託するものとする。

○その他○

国 カジノ規制機関（カジノ管理委員会）の活動に要した実費用を、事業者の売上げに応じて按分し、規制費用分担金として国庫に納付せしめることができる。

③ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（H23.8.23）

第17回総会において、カジノ合法化に関する具体的な法整備については、「推進法」「実施法」による2段階で実現することとされ、そのうち「推進法案」が公表された。

◇推進法＝「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」

・法案概要

- ① 特に法施行後2年以内を目途に必要な法制上の措置（政府に義務づけ）
- ② 内閣に特定複合観光施設区域整備推進本部を設置。なお、同本部の事務局を法施行後3ヵ月以内に設置（政府に義務づけ）
- ③ 特定複合観光施設区域整備推進本部に特定複合観光施設区域整備推進会議を設置（学識経験者の他、国会議員を委員とする）

◇実施法＝「特定複合観光施設区域整備法」

- ・一挙に話を全て詰めるのではなく、確実に実現する方向を模索
- ・まだ政府と詳細を詰める必要があること、政府の検討組織を正式に設け推進体制を実現すること、これにIR議連が積極的に関与することによって、IR議連が策定した「法案大綱」を実施法として実現

<「推進法案」における収益配分の考え方>

推進法は基本法としての位置づけであるため、東日本大震災復興財源に充てることを除き、使途等についての具体的な規定は明記されていない

○納付金○

国 法律で定めるところにより、納付金を徴収することができる。（納付率・使途については、規定されていない）

地方公共団体 条例で定めるところにより、納付金を徴収することができる。（上限率・使途については、規定されていない）

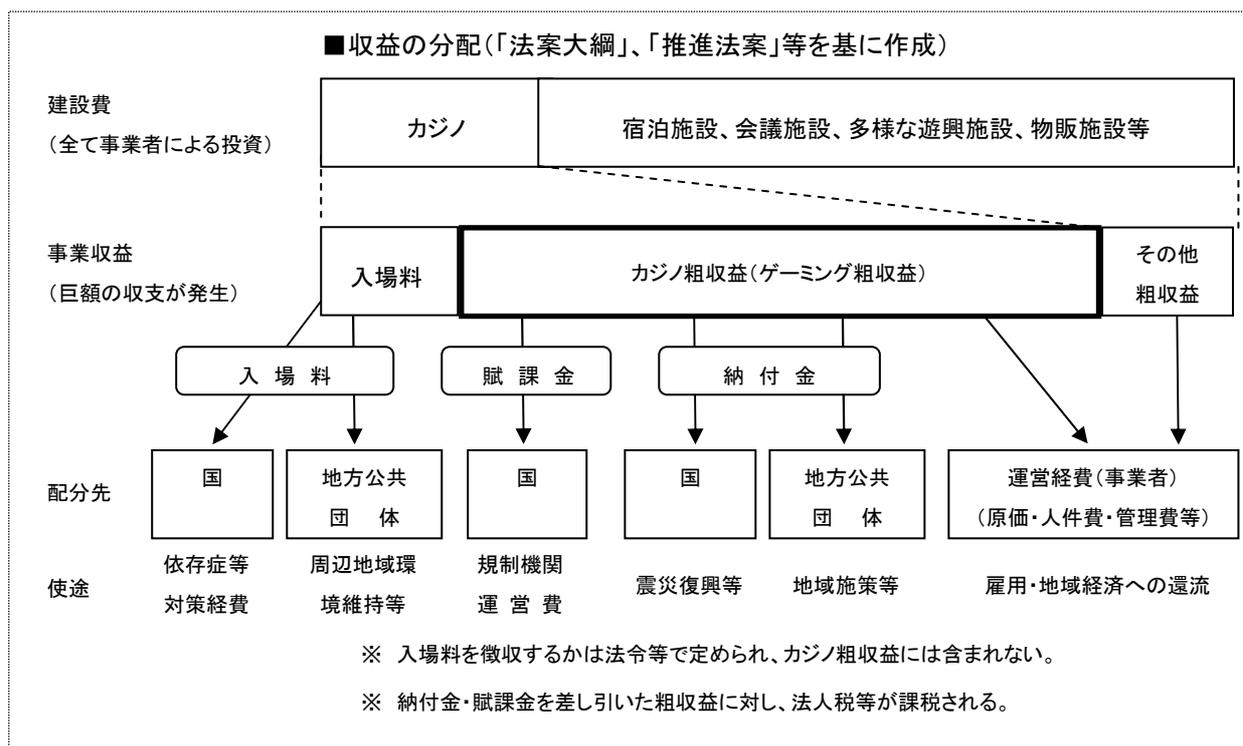
※ これら納付金については、東日本大震災等の大規模災害からの復興に要する費用に充てることができる。

○入場料○

国 法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができる。（料金・使途等については、規定されていない）

地方公共団体 条例で定めるところにより、入場料を徴収することができる。（料金・使途等については、規定されていない）

カジノ収益の配分については、納付率や使途等、現段階では不確定要素が多いものの、推進法施行後は「法案大綱」を基に実施法が検討される見込みであることから、今回の調査にあたっては、原則「法案大綱」に規定された収益配分の考え方を基に検証を行っていく。



2. カジノ収益配分の論点整理

I R議連におけるカジノ合法化に向けた検討の中で、カジノ収益の配分方法や想定される用途等についての考え方が大きく変化してきている。配分の種別及び、納付方法や用途等について今後論点となる部分を整理すると以下のとおりである。

【 配分の種別 】

○納付金○

法律や条例で定めるところにより、カジノ事業者がカジノ収益から国・地方公共団体へ納付するもの

○入場料○

自国民の賭博行為への過度の関与抑止のため、自国民がカジノ施設に入場する際に徴収する料金(納付手続きについてはカジノ事業者に委託することが想定されている)

○賦課金(規制費用分担金)○

国のカジノ規制機関(カジノ管理委員会)の設置・運営等にかかる全ての経費に充てるため、国がカジノ事業者に対し課すもの

【 納付金か税か 】

カジノ収益の納付について、「納付金」として徴収するか「税」として納めさせるか、の議論がある。しかし、「税」として地方公共団体が徴収する場合、法定外税として取り扱われるため、総務大臣の同意を得る必要などが生じる。(地方税法第 261 条 等)

【収益の用途について】

これまで、国や地方公共団体等に納められる納付金・入場料などの用途については、概ね以下のとおり検討が行われてきた。

納付金（国）…不公平感や利権の囲い込みを防ぐ為、年金の財源の一部に充てるなど、国民に広く還元

納付金（地方公共団体）…用途について条例で定める旨検討されてきたが、具体的な用途については示されていない

※ 上記納付金について、「推進法案」では「東日本大震災等の大規模災害からの復興に要する費用に充てることができる」旨規定されている。

入場料（国）…ゲームの依存症に関する対策に要する費用に充てる

入場料（地方公共団体）…地域社会にもたらす否定的側面縮小のための施策に充てる、周辺地域環境の維持等に充てる 等

しかし、推進法案には用途にかかる具体的な規定はないため、実施法案作成に向けた今後の作業を見守る必要がある。

【納付率について】

現在のところ、具体的な率については示されていないが、「法案大綱」において、地方公共団体については国の徴収率を上限として徴収できる、との記載がされている。

カジノ収益に占める納付金等の割合が高すぎる場合は、カジノ事業者の進出意欲に影響を与えるため、その納付率の設定については慎重に検討する必要がある。

また、カジノ運営のあり方等に関しては、地方公共団体と事業者との間で協定等によりその権利義務関係を規定することなどが考えられるが、納付金の率を低く設定する一方で、協定のなかで事業者に対し事業収益の一部を区域内における再投資に充てるよう規定する方法もある。

【入場料について】

そもそも入場料は、自国民がカジノ施設に入場する場合に課されるものであるが、自国民や県民のカジノ施設入場の可否については、慎重に検討していく必要がある。

3. 海外事例の整理

本節では、実際にカジノ税等を導入している主な国（地域）の事例の整理を行う。

調査対象は、

- (1) 北米（米国（ネバダ州）、カナダ（オンタリオ州））
- (2) 欧州（モナコ、スイス、オーストリア、イギリス）
- (3) オセアニア（オーストラリア（ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州）、ニュージーランド）
- (4) アジア（韓国（カンウォンド）、シンガポール）

とし、それぞれの国（地域）のカジノ税についてその税目や用途について調査を行う。

併せて、各国（地域）においてギャンブル依存症に対しどのような対策が行われ、そのために
税収がどの程度充てられているかを把握するため、その発症率や支援関係機関等の有無について
も情報収集を行った。

また、カジノ運営にあたりカジノ事業者には地域の課題に対処していくことが求められるが、
依存症対策のほかどのように社会的責任（CSR）を果たしているのかについても、把握できる
限り情報収集し欄外に示すこととする。

※ギャンブル依存問題に関する用語説明

ひとことに「ギャンブル依存症」といっても、その症状や疾患によって以下の様に区分さ
れる。

【ギャンブル依存症の主な区分】

- 病的ギャンブル（Pathological Gambling）：ギャンブルする本人及び周囲の人々に有
害な行為であるにもかかわらず、持続的で反復的な不適応賭博行為が続いている場合
- 問題ギャンブル（Problem Gambling）：病的ギャンブルという診断基準を満たさない
が、本人や周辺の人に悪影響をおよぼす場合
- 強迫的ギャンブル（Compulsive Gambling）：進行性のもので、完治することはないが
その進行を止めることはできる、と位置づけられた、GAが独自に定める考え方のこ
と。「病的ギャンブル」「問題ギャンブル」という区分とは異なる概念。

【スクリーニングツール（診断手段）】

依存症の発症率は、さまざまな診断手段に基づき算出されており、単純にその率のみで比
較できないのが実状である。今回調査した国（地域）において用いられている診断手段には、
以下のものがある。

- SOGS:南オークスギャンブル検査(South Oaks Gambling Screen)
- SOGS-RA:南オークスギャンブル検査(青年用)(South Oaks Gambling Screen: Revised for
Adolescents)
- DSM-IV:精神疾患の診断基準 マニュアル第4版(Diagnostic and Statistical Manual of Mental
Disorders, fourth Edition)、著作権 1994 米国精神医学会
- CPGI: カナダの問題ギャンブル指数(Canadian Problem Gambling Index)

(1)北米

米国(ネバダ州)

税目・税率等	【税目】 ・粗収益課税(累進課税) 【税率】 ・3.50～6.75%
使途等	【使途】 ・ダウンタウン・近隣地区の経済開発 ・緊急医療・消防 ・ギャンブル依存症等への支援資金等 【税収】 ・8億4,000万ドル
依存症の実態等	【依存症の実態】 ◆ネバダ州の有病率 ・有病率(SOGSの問題ギャンブラー及び病的ギャンブラー) 6.4%、サンプル数2,217名。 ・有病率(NODSの問題ギャンブラー及び病的ギャンブラー) 5.1%～2.1%、サンプル数2,217名。 ※ネバダ州人事部「ネバダ州のギャンブルと問題のギャンブル」 ※ネバダ州アルバータ大学研究会「Gambling and problem gambling among adolescents in Nevada」 http://www.uofaweb.ualberta.ca/abgaminginstitute/Prevalence_United_States_Nevada.cfm
支援関係機関等の実態	【公的・教育機関】 〔研究・支援〕 ◆ゲーム研究センター・ラスベガス ネバダ州立大学 (Center for Gaming Research University of Nevada, Las Vegas) ○主な取り組み ・ギャンブルやゲームの問題に関する学術的分析のための世界水準の研究を実施。 ・ゲームのあらゆる側面に学術調査のためのサポートを提供し、学生、教職員、学者のために情報を提供。 ・毎月のカジノの分析、ネバダ州のギャンブルの収入及び他の統計、統計レポート、ゲーム業界の情報が入手可能。 ※ http://gaming.unlv.edu/ 〔研究・支援〕 ◆ギャンブル&商業ゲームの研究のための研究所 (Institute for the Study of Gambling & Commercial Gaming) ○主な取り組み ・1989年にネバダ州リノの大学が設立、運営している。 ・ギャンブルや商業ゲーム産業の理解を広げるための役割を果たしている。 ・ギャンブルや商業ゲームを取り巻く多面的な問題になるような研究や学習を奨励し、促進している。 ・ギャンブル患者の配置基準に関する新たな研究発表を実施。 ※ http://business.unr.edu/gaming/

	<p>【民間・非営利団体等】 〔相談・研究・支援〕</p> <p>◆問題ギャンブルに関するネバダ州評議会 (Nevada Council on Problem Gambling)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題ギャンブルの理解、啓発、病的ギャンブルの診断。 ・問題ギャンブラーのヘルプラインの運営。 ・サポートグループ、治療機関の紹介。 ・問題ギャンブルの意識を高めるための社会活動の実施(従業員の健康フェア、人事スタッフミーティング、経営説明会、コミュニティウェルネスイベント等)。 ・教育訓練プログラム(認定問題ギャンブルカウンセラーの育成)の実施。 ・国家の問題ギャンブル啓発週間の運営。 <p>※http://www.nevadacouncil.org/</p> <p>〔相談・治療〕</p> <p>◆薬物・アルコール依存の改善治療センター (Transformations Drug Rehab Nevada Centers)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な中毒からの回復を支援する情報サービスの提供。 ・専門家による24時間のヘルプラインの運営。 ・全米各州のギャンブル依存治療、リハビリセンター、回復プログラムの紹介。 <p>※http://transformationstreatment.com/drug-rehab/drug-rehab-nevada/</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネバダ州においては、ゲーミング収益の1%程度を、依存症患者の治療や治療施設のために使うことを、ライセンス取得の条件にしている。 ・州政府窓口であるゲーミング管理局(NGCB)が民間団体等に基金の割当を行っている。 ・NGCBから民間への基金は2005年から2年間で250万ドルにのぼる。
--	---

※ ネバダ州におけるカジノの社会的責任(CSR):

依存症カウンセリング全国組織に対する年間10万ドル以上の寄附、大学への奨学金の提供等

〔出典〕ネバダ州ゲーミング委員会/ゲーミング管理局公式ホームページ その他により作成

カナダ(オンタリオ州)

税目・税率等	<p>【税目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益課税(定率課税) <p>※ このほか、経営会社(州出資法人)の最終収益も取得する。</p> <p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20%
使途等	<p>【使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 <p>(参考)州出資法人から、ウインザー市・ナイアガラ・フォールズ市へ地元対策費が一部配分されており、道路等の基盤整備に活用されている。</p>
依存症の実態等	<p>【依存症の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2001年度の調査では、0.7%が重度のギャンブルの問題を有すると評価している。 ・問題ギャンブル指標CPGIを使用。 ・本調査は、カナダセンター、オンタリオ問題ギャンブル研究センターからの助成を受け、薬物乱用とギャンブルへの責任評議会(オンタリオ州)が実施。 <p>※責任あるギャンブル評議会「ギャンブルと問題測定、オンタリオ州のギャンブル2001年概要版」 http://www.responsiblegambling.org/</p>
支援関係機関	【公的・教育機関】

<p>等の実態</p>	<p>[研究・支援・治療]</p> <p>◆依存と精神的健康センター (Centre for Addiction & Mental Health)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カナダ有数の依存とメンタルヘルスの教育病院として、カナダ全州で9事業所を設置し、地方サービスも提供。 ・依存と精神的健康の両方で、臨床的な専門知識、予防、ケア、教育と研究のコラボレーション、学際的なアプローチを実証。 ・トロント大学と提携、パンアメリカン保健機構と世界保健機関(WHO)協力センターとの連携による教育病院の位置づけにある。 ・臨床実践、健康増進、教育と研究を通して、科学の進歩の最新情報を適用することによって、依存症や精神疾患によって影響を受ける人々の生活を変えることに成功している。また、健康増進や予防プログラムを提供している。 <p>※http://www.problemgambling.ca/EN/ABOUTUS/Pages/default.aspx</p> <p>【民間・非営利団体等】</p> <p>[研究・支援・治療]</p> <p>◆オンタリオ問題ギャンブル研究センター (Ontario Problem Gambling Research Centre)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題ギャンブルの理解を高めるために、研究を通じて治療と予防の実践を強化。 ・問題ギャンブルに関連したオンタリオ州民の研究と知識のニーズに対処するための助成支援。 ・問題ギャンブルを最小限に抑え、削減するためのアクションとして、戦略的な枠組みに関する研究を実施。 ・臨床ツールとして、問題ギャンブルのスクリーニング、診断、治療計画のサービスを提供。 <p>※http://www.gamblingresearch.org/</p> <p>[相談・支援・治療]</p> <p>◆オンタリオ問題ギャンブルヘルプライン (Ontario Problem Gambling Helpline)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンタリオ州の問題ギャンブルサービスに関する情報を提供。オンタリオ州政府が資金を供給。 ・薬物やアルコールヘルプライン、メンタルヘルスホットラインにもつながっている。 ・問題ギャンブルの情報リソースとして、カナダ以外に米国、欧州等のサイトとリンクしている。 <p>※http://www.opgh.on.ca/</p> <p>[予防・支援]</p> <p>◆責任あるギャンブル評議会 (オンタリオ州) (Responsible Gambling Council)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題ギャンブル防止に取り組んでいる。 ・ギャンブルの問題について、ゲームプロバイダー、規制当局、政策立案者及び治療専門家との直接の経験を持つ人々との連携を構築している。 ・ギャンブル、ギャンブル問題に関する研究調査及び成果の公表、支援組織の紹介等を実施。 <p>※http://www.responsiblegambling.org</p> <p>[相談・支援・治療]</p> <p>◆コネックス オンタリオ (Connex Ontario)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神的健康と依存対策サービスに関する専門家への無料マーケティングリソースの提供。 ・政府資金による医療サービスのプロバイダーとして運営。
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・オンタリオ州で最も包括的な薬物、アルコール、ギャンブルの問題、メンタルヘルスサービスのデータベースを保有。 ・薬物やアルコール、精神疾患、またはギャンブルに問題が発生した人々のための保健サービスの情報を提供する3つのヘルプラインを運営(薬物やアルコールヘルプライン、メンタルヘルスホットライン、オンタリオ問題ギャンブルヘルプライン)。 <p>※http://www.connexontario.ca/</p> <p>[相談・支援]</p> <p>◆オンタリオ問題ギャンブルコミュニティ連合(Ontario Problem Gambling Community Allies)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州内で活動する様々な支援団体の紹介サイトを運営。 ・医師、教師、ファイナンシャルカウンセラー、女性、すべての支援専門家のための情報提供。 ・すべての移民コミュニティを対象に、新たなカナダ人と援助を必要としている個人に雇用、教育、決済や社会サービスを提供するコミュニティベースの文化機関として活動している。 ・問題ギャンブルの研究、ヘルプラインの運営、関係機関の紹介。 <p>※http://www.problemgambling.ca/en/aboutus/pages/ontario_problem_gambling_community_allies.aspx</p> <p>[相談・支援]</p> <p>◆東部オンタリオ州依存症サービス機関(Addiction Services of Eastern Ontario's mission)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人、家族等をつなぎ、効果的な依存予防及び治療サービスの情報を提供。 ・健康的なライフスタイル、環境、コミュニティの促進を目標に活動している。 ・各種治療プログラム、臨床サービスを提供しているカウンセラーの紹介。 <p>※http://aseo-steo.org/en/Welcome_20/items/8.html</p>
--	--

〔出典〕 地方自治体カジノ研究会「地方自治体カジノ研究会研究報告書」(平成 16 年3月) その他により作成

(2) 欧州

モナコ

税目・税率 等	<p>【税目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益課税(定率課税) <p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002 年迄、20% ・2003 年より 8 年間 13% ・2011 年より 8 年間:15% ・2019 年より 8 年間 17%(公国と独占事業者たる SBM 社との契約行為に準拠し、税率が設定されている。2003 年以降、税率を減額したのは SBM 社による施設追加投資義務の見返りとされている)
使途 等	<p>【使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 <p>【税収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推定税総額 4,600 万ユーロ(粗収益課税のみ(公国の総税収の約 5%に相当する)) ・また、公国はSBM社の株式の 25%を保持しているため、配当利益をも取得する。
依存症の実態等	<p>【依存症の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均値としてギャンブラーの約 2%~0.6%が専門家の助けを必要とし、再び賭けてはいけない強迫的ギャンブラーである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を持っているが、助けを借りて自分自身を制御することができ、そのうち問題ギャンブラーになる危険にさらされているが 1.4%である。 ※ランドカジノモナコ ホームページ http://www.ildado.com/land_casinos_monaco.html 【モナコカジノの特徴】 <ul style="list-style-type: none"> ・モナコ公国の人口構成は、国民 16%、外国籍者 84%、国民はカジノをすることができない。
支援関係機関等の実態	把握できるデータなし

〔出典〕 社団法人日本プロジェクト産業協議会「欧州ゲーミング視察調査報告書」(2003 年) その他により作成

スイス

事業者に対するカジノ運営ライセンスは、規模や制限の有無などにより2種類に区分されている。

〈カジノ運営ライセンスの区分〉

	主な目的	テーブルゲーム	スロットマシン
A ライセンス (グランカジノ)	・大都市や国境周辺都市における観光客増 (制限少ない)	・13 種類のゲームを提供可能 ・掛け金: 制限無し	・設置台数、掛け金、最高賞金: 制限無し
B ライセンス(カジノ)	・過疎のリゾート地域における滞在日数、消費金額増 (制限多い)	・3 種類のゲームのみ提供可能 ・掛け金: 上限有り	・設置台数: テーブルゲームの 25 倍以上で上限 150 台。 ・掛け金: 25Sフラン ・最高賞金: 25,000Sフラン

※ Sフラン…スイスフラン

税目・税率 等	【税目】 <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益課税(累進課税) 【税率】 <ul style="list-style-type: none"> ・Aライセンス、Bライセンスとも、40%(粗収益 10 万Sフランまで)。以後、100 万Sフランの増加ごとに 0.5%ずつ税率を累増。最高 80%まで。
使途 等	【使途】 <ul style="list-style-type: none"> ・連邦社会保障基金に繰入れ。ただし、Bライセンス納税額のうち 40%までは、州政府において一般財源化できる。 【税収】 <ul style="list-style-type: none"> ・3 億 9,800 万Sフラン(2010 年)
依存症の実態等	【依存症の実態】 <ul style="list-style-type: none"> ○ギャンブルの分類(2007 年調査) <ul style="list-style-type: none"> ・全くギャンブルをしない: 39.5% ・低リスクのギャンブル: 58.5% (少なくとも一度は経験) ・問題あるギャンブル: 1.5% ・病的ギャンブル: 2.5% ・評価指数 DSM-IV、回答者 14,393 人 ※スイス連邦政府ゲーミング委員会「スイスのギャンブルと問題行動最終報告書、2009 年」 http://www.esbk.admin.ch/esbk/en/home/die_oe/organisation/kommission.html
支援関係機関等の実態	【公的・教育機関】 〔支援〕 ◆正義の連邦 (Bundesamt für Justiz) ○主な取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・市民、社会、経済、セキュリティ、犯罪等についての情報公開。

	<p>・賭け、宝くじ及び商業に関連する連邦法の現在の状態に関する情報を提供。 ※http://www.bj.admin.ch/bj/en/home.html</p> <p>[相談・研究・支援]</p> <p>◆Careplay(Prävention und Früherkennung von Spielsucht; für ein sozialverträgliches Glücksspiel)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルツェルン大学が核となり産官学による、予防と病的ギャンブルの早期発見、社会的責任のあるギャンブルのためのケアを支援。 ・ギャンブルの潜在的なリスクや、社会心理学、材料面で個々のゲストに関連した有害な影響の早期検出。 ・社会的責任のあるギャンブルのための条件を作成することを目的とした、企業の法務努力責務の作成。 ・ギャンブル依存の予防として、早期発見、早期段階での不正行為の兆候を見つけるためのアドバイス、治療が生じる問題の解決を支援。 <p>※http://www.problemgamblingguide.com/find_help_-_europe1.html</p> <p>【民間・非営利団体等】</p> <p>[予防・研究]</p> <p>◆依存者協会(Fachverband Sucht)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チューリッヒに拠点を置く依存対策オフィスを運営。 ・ギャンブル依存の予防を改善するための研究を実施。 <p>※http://translate.googleusercontent.com/translate_c?hl=ja&rurl=translate.google.co.jp&sl=de&tl=ja&u=http://www.fachverbandsucht.ch/&usg=ALkJrhgn2C7CRqHiKNiitKYuPa301CPG3g</p>
--	--

※ スイス(ルツェルン市)におけるカジノの社会的責任(CSR) :

市に対する貢献については、現金、スポーツクラブのスポンサー・シップ、ミュージシャンを招いてのイベントの実施、姉妹都市であるシカゴに芸術家を 6 ヶ月留学、市のカーニバルの資金協力等。ルツェルン市は 1,800 スイス・フラン(約 15 億円)を毎年文化活動に充てている(カジノ・ルツェルン(Casino Luzern))。

[出典] 社団法人日本プロジェクト産業協議会「欧州ゲーミング視察調査報告書」(2003 年) その他により作成

オーストリア

<p>税目・税率 等</p>	<p>【税目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益課税(ゲーム種により課税体系が異なる) <p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーブル・ゲーム: 累進的課税により国が課税。税率は 2.5% から最高 40%。 ・機械ゲームに関しては、地方政府に徴収権があり、税率も地域により異なる。^[1]
<p>使途 等</p>	<p>【使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 <p>【税配分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の取り分を国、州、自治体で配分。税収が 72 万ユーロ以内の場合、国(60%) 州(5%)、自治体(35%)で分配。税収が 72 万ユーロを超える場合の配分は国(70%)、州(15%)、自治体(15%) <p>【税収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 億 1500 万ユーロ(1999/2000 期)

依存症の実態等	<p>【依存症の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病的ギャンブラーは、成人の 1.5% ・問題ギャンブラーは、成人の 3% ・2007 年は、888 人の患者を診察した。 ・内訳は 585 人の問題ギャンブルと 303 人の関係者で、男性 84%、既婚者 56%、若者 52%、就業者 64%であった。 ・影響を受けたこととして、借金 84%、人間関係の問題 48%、失業 22%、犯罪(借金がらみ)16%、罪の自覚を持つ 8%、自殺願望・自殺未遂 16%、人格変貌 30%、精神状態への悪影響 21%。 ・病的な状態として、薬物乱用 29%、精神異常 19%、ノイローゼまたはストレスに起因した症状 6%、人格異常 5%、精神分裂症 2%。 ・18 歳以前にギャンブルを始めた人が 40%、19 歳～40 歳代で 53%であった。 ・問題ギャンブルを抱える人はカジノではなく、スロットマシンによるものが 84%となっている。 <p>※Springer 出版社「Problem Gambling in Europe」(欧州の問題ギャンブル 2009)よりオーストリアの調査結果を抜粋)</p>
支援関係機関等の実態	把握できるデータなし

※ オーストリアにおけるカジノの社会的責任(CSR)：

法的な義務ではないが、カジノ事業者はスポーツや文化事業等に対して協賛している(メセナ活動)。

〔出典〕 社団法人日本プロジェクト産業協議会「欧州ゲーミング視察調査報告書」(2003 年) その他により作成

イギリス

税目・税率 等	<p>【税目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益課税 (段階的累進課税) <p>※ 別途、カジノ使用機器に対するゲーミング機械税や、ライセンス取得税等もかかる。</p> <p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーブルゲーム粗収益に対し、15～50%
用途 等	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 <p>【税収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推定税総額 1.295 億£ (2001/2002) <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲーミング機械税 : 1.526 億£ (2001/2002)
依存症の実態等	<p>【依存症の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DSM-IVの基準で病的賭博の有病率は、1999 年、2007 年では、0.6%であったが 2010 年は 0.9% (16 歳以上の 451,000 人相当) ・PGSI の基準で病的賭博の有病率は、2007 年 0.5%であったが、2010 年は 0.7% (16 歳以上 350,000 人相当) <p>※英国ゲーミング委員会「英国のギャンブル有病率調査 2010 年-エグゼクティブ・サマリー」、The British Gambling Prevalence Survey 2010 (BGPS)</p>
支援関係機関等の実態	<p>【民間・非営利団体等】</p> <p>〔相談・支援〕</p> <p>◆全国債務相談機関 (National Debtline)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イングランド、スコットランド、ウェールズの債務問題を持つ人々のための国家の無料電話相談を運営。 ・金銭問題についてのアドバイスを提供。

〔相談・支援〕

◆電話ヘルプライン協会 (Telephone Helplines Association)

○主な取り組み

- ・Eメール、SMS、インターネット、電話の会員制のヘルプラインのサービスを提供。
- ・独自の品質基準に対するヘルプラインの開発、100以上のヘルプライン認定。

〔相談・研究・支援〕

◆全国問題ギャンブルクリニック (National Problem Gambling Clinic)

○主な取り組み

- ・16歳以上のイングランド及びウェールズ在住の問題ギャンブラー、そのパートナーや家族の人々の金融、雇用、社会との関係困難なケースを支援。
- ・ギャンブラーのための心理療法の新しいモデルを開発。アフターケア、金融アドバイスの提供。
- ・最前線の研究を公開。

〔相談・支援〕

◆ギャンブルのリハビリテーションのためのクリスチャンセンター (The Christian Centre for Gambling Rehabilitation)

○主な取り組み

- ・中国のキリスト教の慈善団体、主に中国語圏の病理学的ギャンブラーとその家族や友人に相談、お金のアドバイスやグループの会合を含む情報、アドバイスやサポートサービスを提供。

〔予防・支援〕

◆カウント・ミー・アウト (Count Me Out)

○主な取り組み

- ・ギャンブルから身を防ぐため希望者に効果的な自己除外の情報を提供。

〔相談・支援〕

◆借金に関するアドバイス財団 (Debt Advice Foundation)

○主な取り組み

- ・英国の慈善団体から無料で、借金、ローン、クレジットカード等についての悩み、相談等のサービス提供。
- ・債務のヘルプラインを運営。
- ・破産、債務救済、債務管理計画、借金の整理等のアドバイスを提供。

〔相談・支援〕

◆借金のアドバイスとサポート (Debt Support Trust)

○主な取り組み

- ・個人情報や財務状況に合った債務の解決策のアドバイスを提供。
- ・電話またはインターネットによる債務のアドバイスを提供。

〔予防・研究・支援〕

◆ギャンブル アウェア (Gamble Aware)

○主な取り組み

- ・責任あるギャンブルについて助言を与えるウェブサイトの運営。
- ・英国の包括的な規制、社会的責任と産業界の研究教育と治療の資金でギャンブルに関する情報を提供。
- ・正しいギャンブルについて、消費者保護対策への提案。

	<p>[相談・支援・治療]</p> <p>◆ゴードンムーディ協会 (Gordon Moody Association)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性中毒のギャンブラーに専門的な支援と治療を提供。 ・オンラインサービスにより、多言語のギャンブル療法を無料で提供。 ・ギャンブル依存の影響を受けたものが回復を可能にするために継続的に包括的なサポートを提供。 ・問題ギャンブルの治療法を誰でも無料で、多言語、オンラインサービスにより提供。 <p>[相談・支援]</p> <p>◆サマリタンス (Samaritans)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国とアイルランドで 201 ヶ所のネットワークにより運営。 ・政府からの財政的支援（年間約 5,400 万ポンド）で運営。 ・自身の宗教的、政治的、哲学的信念を問わない。ロンドンの牧師により設立され、募集ボランティア 18,500 人により運営。 ・ボランティアで、電話、電子メールや手紙への応答によるヘルプラインの運営（年間 500 万人以上）。 ・幸福を得るため、人々の情緒的健康の改善により社会に貢献することを目指す。 ・苦痛や絶望の感情を経験し、自殺を考えている人のための学校や職場での 24 時間のサポートを提供。 <p>※以上、英国ギャンブル委員会 (Gambling Commission) ホームページ「英国で利用可能な組織やサービス」の一部より抜粋 http://www.gamblingcommission.gov.uk/</p>
--	---

[出典] 社団法人日本プロジェクト産業協議会「欧州ゲーミング事情視察調査報告書」(平成 15 年 8 月) その他により作成

(3) オセアニア

オーストラリア: ニュー・サウス・ウェールズ州

税目・税率 等	<p>【税目】</p> <p>[州税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○粗収益課税(段階的累進課税) ○地域便益課税(定率課税) <p>[連邦税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品サービス税(Goods & Service Tax)(定率課税) <p>※ このほか、州に支払うものとしてライセンス料がある。</p> <p>【税率】</p> <p>[州税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○粗収益課税(ゲーム種によって税率が異なる) <ul style="list-style-type: none"> ・テーブル粗収益の 20%。 ・電子・ゲーム機械に関する課税はカジノ外のクラブと同様で 22.5%。 ・これらに加え、2 億 2,500 万 A\$ / 年以上のテーブル粗収益に対し超過課税(Super Tax On Table Revenue)があり、564 万 6,000A\$ 毎に 1% 以後 556 万 5,000A\$、最高 45% の課税。 ・ジャンケットによる国際コミッション客(Commission Play)の粗収益に対しては 99 年 1 月以降単一税率となり 10% 課税。 ○地域便益課税 <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ粗収益の 2% (但し国際コミッション客の粗収益は除外)
---------	---

	<p>〔連邦税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品サービス税 ・粗収益に対し 10%。カジノを顧客による消費行動と見なして課税し、連邦政府に納められる。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライセンス料:ライセンス付与時一括前払いで3億7,600万A\$
使途等	<p>【使途】</p> <p>〔州税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○粗収益課税:一般財源 ○地域便益課税:カジノ地域便益基金 <p>〔連邦税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品サービス税:交付金として各州へ配分
依存症の実態等	<p>【依存症の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年のNSW普及研究によると、ギャンブル指数(CPGI)により、調査参加者の0.8%は問題ギャンブラーと確認された ・さらに1.6%が「適度な危険」と識別された ・そして、2.1%は「低い危険」と識別された。 <p>※ニュー・サウス・ウェールズ州政府ギャンブル生産性委員会「NSW州政府-ギャンブル生産性委員会問い合わせへの提出」(2009年3月)</p>
支援関係機関等の実態	<p>【公的・教育機関】</p> <p>〔予防・研究・支援〕</p> <p>◆<u>ギャンブル教育研究センター</u>(Centre for Gambling Education and Research)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な取り組み ・サザンクロス大学の研究センターとして2003年に設立 ・地球環境研究センターは、研究やコンサルティングを実施し、ギャンブルの操作、管理、政策とその影響で教育プログラムを提供。 ・クイーンズランド州のギャンブルに関する様々な研究、ゲーム会場スタッフ調査等の成果がある。 <p>※http://cger.scu.edu.au/index.php/11/</p> <p>【民間・非営利団体等】</p> <p>〔支援〕</p> <p>◆<u>問題ギャンブルサイト</u>(Problem Gambling Website)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な取り組み ・ニューサウスウェールズ州セントラルコースト地域のための問題ギャンブルについての情報提供。 <p>※http://www.problemgambling.net.au/</p> <p>〔相談・支援〕</p> <p>◆<u>Relationships Australia</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な取り組み ・個人、家族や地域社会の関係について、サポートサービスのリーディングプロバイダーとして、問題ギャンブルの電話カウンセリングとオンラインギャンブルのサポートを提供。 <p>※http://www.relationships.org.au/what-we-do/services/problem-gambling</p> <p>〔支援・治療〕</p> <p>◆<u>ニュー・サウス・ウェールズ州のための多文化問題のギャンブルサービス</u> Multicultural Problem Gambling Service for NSW</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な取り組み ・サービスの品質維持とアクセスカウンセリング、治療、サポートを提供。 ・ニュー・サウス・ウェールズ州とその家族が住んでいる文化的、言語的に多様なコミュニティからの問題ギャンブラーを支援する州全体のサービスを提供。

	<p>※http://www.dhi.health.nsw.gov.au/mpgs/mpgs/default.aspx</p> <p>[研究・支援]</p> <p>◆ニュー・サウス・ウェールズ州の社会サービス評議会 Council of Social Service of NSW</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会と産業政策課題の分析や研究コミュニティ・セクター、恵まれない人々やグループの見解を反映する政策の位置づけを研究・提案。 ・政策分野の中にギャンブルの影響も含まれる。また、問題ギャンブルを軽減するために必要な税の変更の提案も行っている。 <p>※http://www.ncoss.org.au/content/view/458/141/</p> <p>[相談・支援]</p> <p>◆ギャンブルヘルプライン (gambling help line)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題ギャンブラーとその家族を支援する年中無休 24 時間無料のサービスを提供。 ・電話と対面でアクセスできるカウンセリング等の運営。 ・自己排除プログラム、非英語圏に対応するカウンセリングを提供することができるギャンブルのサポートサービスも含む。 <p>※http://www.gamblinghelponline.org.au/accessing-support/new-south-wales.aspx</p>
--	---

[出典]社団法人日本プロジェクト産業協議会「オセアニアゲーミング事情視察調査報告書」(平成16年10月)
その他により作成

オーストラリア:クイーンズランド州

<p>税目・税率 等</p>	<p>【税目】</p> <p>[州税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○粗収益課税(定率課税) ○地域便益課税(定率課税) <p>[連邦税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品サービス税(Goods & Service Tax)(定率課税) <p>※ このほか、州に支払うものとしてライセンス料がある。</p> <p>【税率】</p> <p>[州税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○粗収益課税: <ul style="list-style-type: none"> ・20%(ゴールドコースト、ブリスベン)、10%(タウンズビル、ケアンズ)← ・国際コミッション客収益の粗収益に対しては、10%(ゴールドコーストブリスベン)、8%(ケアンズ、タウンズビル) ○地域便益課税 <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ粗収益の1% <p>[連邦税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品サービス税 <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益に対し 10%。カジノを顧客による消費行動と見なして課税し、連邦政府に納められる。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライセンス料: 四半期毎に定額 13 万 7,500A \$ 支払い
<p>使途 等</p>	<p>【使途】</p> <p>[州税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○粗収益課税 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 ○地域便益課税

	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ地域便益基金 <p>[連邦税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品サービス税 ・交付金として各州へ配分
<p>依存症の実態等</p>	<p>【依存症の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル指数 CPGI では、クイーンズランド州の成人人口のうち、問題ギャンブラーは 0.37% ・中程度のリスクギャンブラーは 1.6% ・低リスクのギャンブラーは 4.7%、レクリエーションのギャンブラーは 68%、非ギャンブルのグループは 25%となっている。 <p>※クイーンズランド州政府「クイーンズランド州の家庭からの結果ーギャンブルの調査の概要 2008/09」</p> <p>http://www.olgr.qld.gov.au/resources/responsibleGamblingDocuments/FactSheetGamblingGroupEstimates2008-09.pdf</p>
<p>支援関係機関等の実態</p>	<p>【公的・教育機関】</p> <p>[相談・研究・支援]</p> <p>◆クイーンズランド州の責任あるギャンブル (Responsible gambling in Queensland)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クイーンズランド州のギャンブル業界の整合性、ゲーム機賭博の利益を確保する役割を担っている ・ギャンブル問題については、クイーンズランド州責任あるギャンブル戦略、コミュニティ意識向上キャンペーン、責任あるギャンブル・プラクティスを実装するギャンブルプロバイダのサポート、資金ギャンブルヘルプサービス等を提供している ・問題ギャンブルの兆候、責任ある賭博のヒント、使用可能なヘルプサービスの種類の詳細について英語、インドネシア語、日本語、中国語のファクトシート(自律確認項目)を提供している。 <p>※http://www.olgr.qld.gov.au/responsibleGambling/index.shtml</p> <p>【民間・非営利団体等】</p> <p>[予防・相談・支援]</p> <p>◆アルコールや薬物財団-クイーンズランド州 (The Alcohol and Drug Foundation Queensland(ADFQ))</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールや薬物使用に関連付けられている個人と社会の害を減らすため、健康を高める行動変容を促進するための専用の非政府機構。 ・ギャンブルの問題によって影響を受ける人々のための情報、サポート、カウンセリングサービス。 ・コミュニティグループ、サポートサービス、紹介機関、医療及び関連保健専門家や学校の責任ギャンブルやギャンブル関連の問題について社会教育を実施。 <p>※http://www.adfq.org/</p> <p>[予防・相談・支援]</p> <p>◆ギャンブルヘルプ</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般から医療従事者へのコミュニティの情報と意識、産業訓練、情報連絡、教育とトレーニングワークショップ等をおとしたカウンセリングサービスを提供。 <p>※http://www.gamblinghelpservices.com.au/</p> <p>[相談・支援]</p> <p>◆Uniting Care Community</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クイーンズランド州のコミュニティサービスのリーディングプロバイダ。 ・24 時間のギャンブルヘルプサービス、自殺予防のライフライン等の運営。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺、経済的困難、ギャンブル依存と健康に影響を与える問題の支援を必要とする人々のために州全体のサービスを提供。 ※http://www.uccommunity.org.au/
--	--

[出典]社団法人日本プロジェクト産業協議会「オセアニアゲーミング事情視察調査報告書」(平成16年10月)

その他により作成

ニュージーランド

税目・税率等	<p>【税目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品サービス税 (Goods & Service Tax)(定率課税) ・粗収益課税(定率課税) <p>※ このほか、州に支払うものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症患者対策課徴金 ・監視管理に係わる規制機関費用分担金 ・ライセンス料がある。 <p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品サービス税 <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益の15.0% ○粗収益課税 <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益の4% <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○依存症患者対策課徴金: <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益の0.5%(カジノの場合)。賭博業種毎に異なった税率を適用。 ○監視管理に係わる規制機関費用分担金 <ul style="list-style-type: none"> ・年度毎に内務大臣が決定し、各施設の売上に比例し、振り分ける。 ○ライセンス料 <ul style="list-style-type: none"> ・施設許諾ライセンス申請 45万NZ\$ ・運営許諾ライセンス申請 34万NZ\$ ・施設ライセンス発行料 8.3万NZ\$ ・カジノ契約承認費用 2.3万NZ\$ ・運営許諾ライセンス発行費 1,000NZ\$ ・毎月のフィー支払は無い。
使途等	<p>【使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○粗収益課税 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 ○物品サービス税 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○依存症患者対策課徴金 <ul style="list-style-type: none"> ・依存症対策に充当 ○監視管理に係わる規制機関費用分担金 <ul style="list-style-type: none"> ・監視管理に係わる規制機関の運営費に充当 ○ライセンス料 <ul style="list-style-type: none"> ・規制機関の費用等の一部に充当
依存症の実態等	<p>【依存症の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2006/07 ニュージーランドの健康調査」では、15歳以上の成人の0.3%~0.5%が問題ギャンブラーと推定。 ・成人の1.5%が中等度のリスクギャンブラー。 ・3.9%~3.1%が低リスクでのギャンブラー。 <p>※ニュージーランド総務省「ニュージーランドの問題ギャンブル-概要版」(Problem Gambling in New Zealand - A Brief Summary) (2008年10月)</p> <p>http://www.health.govt.nz/our-work/preventative-health-wellness/problem</p>

	-gambling
支援関係機関等の実態	<p>【公的・教育機関】</p> <p>〔支援〕</p> <p>◆ニュージーランド保健省 (New Zealand Ministry of Health)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題ギャンブル戦略と保健省の役割、出版の紹介、関連サイトの紹介。 <p>〔相談・支援〕</p> <p>◆ニュージーランドの問題ギャンブル財団 (Problem Gambling Foundation of New Zealand)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人や家族のためのニュージーランドのカウンセリングを提供。 <p>〔研究・支援〕</p> <p>◆ニュージーランド総務省 (The Department of Internal Affairs)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題ギャンブルの詳細情報、産業界との協力、問題ギャンブラーのためのサポートサービス等の提供。 <p>※問題ギャンブルガイド (Problem Gambling Guide) ホームページ http://www.problemgamblingguide.com/</p> <p>〔研究・支援〕</p> <p>◆ギャンブルと嗜癖研究センター (Gambling and Addictions Research Centre) AUT university</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年公衆衛生とメンタルヘルス研究のための国立研究所内に設立 ・1991年以来、オークランド工科大学がギャンブル問題の調査研究に携わる。 <p>※http://www.aut.ac.nz/research/research-institutes/nipmhr/gambling-and-addictions-research-centre</p> <p>〔相談・研究・支援〕</p> <p>◆ABACUS</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランド資格審査局 (NZQA) サービスのプロバイダー。職場のための専門監督の全国的なプロバイダーとして、様々な依存のカウンセリング、研究、情報サービスを提供。 <p>〔相談・支援〕</p> <p>◆ニュージーランド精神保健サービス (New Zealand : Mental Health Services)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題解決に向けて、地域ごとの利用可能な情報窓口を紹介。 <p>【民間・非営利団体等】</p> <p>〔相談・支援〕</p> <p>◆ギャンブル問題のヘルプライン (Gambling Problem Helpline)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全アオテアロアニュージーランドのギャンブルの問題を持つ人々のための国のフリーダイヤルのサポートサービスを提供。 <p>〔相談・支援〕</p> <p>◆青少年ギャンブルヘルプライン (in ya face - Youth Gambling Helpline)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年ギャンブル支援のためのヘルプライン運営。

	<p>[相談・支援]</p> <p>◆救世軍-オアシスセンター(Salvation Army – Oasis Centres)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題ギャンブラー、ギャンブラー、影響を受ける家族等のパートナーのための無料相談と介入を提供。 <p>[相談・支援]</p> <p>◆ライフライン・オークランド(Lifeline – Auckland)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24 時間無料の電話相談。中国語対応、14 歳までの子どものための電話サービス提供(但し、曜日、時間指定有)。 <p>[相談・支援]</p> <p>◆依存治療の電話帳(addictions treatment directory)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての公的資金による、嗜癖の治療とニュージーランドではどこでも利用できるアドバイスサービスを提供。アルコール薬物ヘルプライン、ギャンブルヘルプラインの運営。 <p>※問題ギャンブルガイド (Problem Gambling Guide) ホームページ http://www.problemgamblingguide.com/</p> <p>[相談・支援]</p> <p>◆チョイス ノット チャンス(choice not chance)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料の 24 時間電話サポート、無料の対面カウンセリングのサポート、無料のパンフレットやポスター提供、様々なキャンペーングッズ(ステッカー、DVD、ベスト等)を販売。 <p>※http://www.gamblingproblem.co.nz/</p> <p>[相談・支援・治療]</p> <p>◆ギャンブルの問題のために解決策を提供する ウッドランド・トラスト・ニュージーランド (Woodlands Trust New Zealand Providing Solutions For Gambling issues)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドのギャンブル依存治療の情報サービス ・8 週間の集団教育治療プログラムの紹介。ニュージーランドギャンブルヘルプ(一日の教育治療セミナー)のスケジュール等の紹介。 ・自己排除命令サービスの提供。 <p>※http://www.woodlandstrust.org.nz/courses/eight-week/intro.html</p>
--	---

[出典]社団法人日本プロジェクト産業協議会「オセアニアゲーミング事情視察調査報告書」(平成16年10月)
その他により作成

(4)アジア

韓国

<p>税目・税率 等</p>	<p>◆粗収益に対する課税はなく、納付金を納めるよう法で義務づけられている。</p> <p>【納付金名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光振興開発基金納付金(段階的累進) ○廃坑地域開発基金納付金(定率) <p>※ このほか、内国人利用カジノ(カンウォンランド)に関してのみ内国人に対し、国税として入場税を賦課(5,000 ウォン/人)。</p>
----------------	---

	<p>【納付率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光振興開発基金納付金 <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益 10 億ウォン未満:粗収益の 1% ・粗収益 10 億～100 億ウォン未満: 1,000 万ウォン+10 億ウォンを超過する粗収益の 5% ・粗収益 100 億ウォン以上: 4 億 6,000 万ウォン+100 億ウォンを超過する粗収益 10% ○廃坑地域開発基金納付金 <ul style="list-style-type: none"> ・営業開始後 5 年間:粗収益の 10% ・営業開始後 6 年目以降:粗収益の 20%以内で道条例で定める金額
<p>使途 等</p>	<p>【使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光振興開発基金 <ul style="list-style-type: none"> ・文化観光促進に係わる再投資、インフラ施設整備 等 ○炭鉱地域開発基金 <ul style="list-style-type: none"> ・代替産業育成支援、道路等基盤整備事業、教育・文化・芸術振興事業、環境改善、保健衛生・福祉厚生事業
<p>依存症の実態等</p>	<p>【依存症の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国の成人の 9.5%がギャンブル依存という結果が出たことがある。 ・ギャンブル依存は 395 万人。 ・その中で直ちに注意が必要な人は 7.2%、重大な依存の人は 2.3%、約 87 万人は治療が必要とされる。 ・395 万人のギャンブル依存を治療するために充てられる韓国の予防・治療センターの予算は 2 億ウォンしかない(例えば、カナダのオンタリオ州は、3.4% 33 万人のギャンブル依存の人々の治療に年間 21.7 ウォンを予算化している)。 ・韓国の法律では、ギャンブル依存の予防プログラムのための資金の少なくとも 50%が国庫とカジノオペレーターから、またその半分は地方から拠出することになっている(他の国では、オペレーターが全額負担している場合がある)。 <p>※韓国文化観光研究所「2008 年調査」</p>
<p>支援関係機関等の実態</p>	<p>【公的・教育機関】</p> <p>[予防・支援・治療]</p> <p>◆国立ゲームコントロール委員会(National Gaming Control Commission)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブルの制御監視と予防ポリシーの優先順位を持ち、独立してゲーム業界を規制。 ・ゲーム業界の違法&回避の要素を除去しながら、ギャンブル依存の予防と治療を実施 ・ギャンブル依存の予防と治療センターの支援。 <p>※http://www.ngcc.go.kr/eng/start.html</p> <p>[支援・治療]</p> <p>◆ソウル国立病院依存精神センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な薬物リハビリセンターとしてアルコール、薬物リハビリリストの情報を紹介。 ・個人やその家族が特定のニーズを満たすための最善の依存の治療プログラムを見つける手助けのための専念サイトの運営。 ・ギャンブル依存の治療、サポート、回復にも取り組んでいる。 <p>※http://rehab-international.org/seoul-drug-rehab</p> <p>[予防・相談・研究・支援]</p> <p>◆依存予防と治療センター(Problem Gambling Counseling Center)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な取り組み <ul style="list-style-type: none"> (政策立案 研究プロジェクト)

	<ul style="list-style-type: none"> ・問題ギャンブル予防・治療対策の確立と実行 ・研究、分析、及び問題のギャンブル条件の評価 <p>(教育プロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング、教育、問題ギャンブルの予防・治療のための PR ・問題ギャンブルの予防と治療のための教育プログラムの開発と配布 <p>(人事プロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題ギャンブルの予防と治療のための専門人材の育成 <p>(問題ギャンブル&治療に関連する活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々のゲーム事業が運営する、問題ギャンブルの予防・治療機関や民間病院との協力の活動 ・問題ギャンブルの治療とリハビリテーション支援 ・ゲーム業界で働く人々の問題ギャンブル防止のカウンセリングとガイダンス <p>(カウンセリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話及びインターネットによるサービスの提供 <p>※http://www.ngcc.go.kr/eng/ngcc05.html</p> <p>【民間・非営利団体等】</p> <p>[支援]</p> <p>◆韓国サービスセンター</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家承認されたギャンブルの治療プロバイダー。 ・健康的な生活を送るために必要な教育、行動変容と再発防止を支援。 <p>※http://www.koreanservicemn.org</p> <p>[支援・治療]</p> <p>◆依存センター</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物、アルコール、心理治療、様々な段階の治療、アフターケアなどを含む、利用者のニーズに対応した治療計画、調整することができるプログラムを提供。 ・全米のリハビリセンターで治療されているすべての主要な依存治療を提供する。 <p>※http://rehab-international.org/seoul-drug-rehab</p> <p>[相談・支援・治療]</p> <p>◆韓国賭博中毒治療センター</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江原(カンウォン)ランドに併設され、カウンセリングやヒーリングプログラムを提供している。 ・無料カウンセリングの実施。 ・ギャンブルの追加予防と啓発プログラムの実施。 ・地域の青少年のための予防プログラムの実施。 ・ギャンブル中毒の治療プログラムの実施。 ・ギャンブル中毒の研究活動。 <p>※http://kangwonland.high1.com/eng/gamblerClinic/html.high1</p>
--	--

※ 韓国におけるカジノ(カンウォンランド)の社会貢献活動的責任(CSR)：

公益・文化活動寄与として、カンウォンランド福祉財団の運営費08年累計基準38億円支援、カンウォンランド社会奉仕団の運営、スポーツ団の運営(スキー、アイスホッケー、誘導チーム)、賭博依存予防治療センターの運営

[出典]社団法人日本プロジェクト産業協議会「韓国におけるカジノ政策並びに運営の実態に関する調査報告書」(平成13年3月) その他により作成

シンガポール

税目・税率 等	<p>【税目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品サービス税 (Goods & Service Tax) (定率課税) ○粗収益課税 (定率課税) <p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品サービス税 <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益に対し 7% ○粗収益課税 <ul style="list-style-type: none"> ・粗収益に対し、5%又は 15%。一般顧客からの利益に対しては 15%、プレミアム顧客からの利益に対しては 5%。 <p>※ また、ライセンス等許諾認証申請に伴う手数料も必要である。</p> <p>※ 自国民等がカジノへ入場する際には、<u>入場料</u>が課されることとなる(100S\$ /日 or 2,000S\$ /年)。</p>								
使途 等	<p>【使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品サービス税 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 ○粗収益課税 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライセンス料は、規制機関の収益として計上され、同機関の運営費に充当。 ○入場料の支出目的は、社会・慈善目的に限定 								
依存症の実態 等	<p>【依存症の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・2005年に続いて2008年に第2回目を実施し、前回と比較分析した。 ・住民におけるギャンブルの程度とパターンを評価し、18歳以上、高齢者、予想される問題ギャンブルの有病率、病理学的ギャンブラーのプロファイリング ・国際的に確立された診断ツール(DMS-IV)による統計調査 ○特徴 <ul style="list-style-type: none"> (比較的高いギャンブルへの参加) <ul style="list-style-type: none"> ・中国人 62% ・男性 60% ・40～59歳 60～64% (予想病的ギャンブル) <ul style="list-style-type: none"> ・男性 1.7% ・中国人 1.4% ・30～59歳 1.4～1.7% ○考えられる病理と問題ギャンブルの有病率 <ul style="list-style-type: none"> ・病理学的推定ギャンブル <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>2005年</td> <td>2.1(1.5～2.8%)</td> </tr> <tr> <td>2008年</td> <td>1.2(0.7～1.6%)</td> </tr> </table> ・考えられる問題ギャンブル <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>2005年</td> <td>2.0(1.4～2.6%)</td> </tr> <tr> <td>2008年</td> <td>1.7(1.1～2.2%)</td> </tr> </table> <p>※地域開発青少年スポーツ省(MCYS)「シンガポールの住民、2008年ギャンブル活動への参加に関する調査報告書」 http://app1.mcys.gov.sg/PressRoom/NCPGcouncilmembersappointedfornext2yrs.aspx</p>	2005年	2.1(1.5～2.8%)	2008年	1.2(0.7～1.6%)	2005年	2.0(1.4～2.6%)	2008年	1.7(1.1～2.2%)
2005年	2.1(1.5～2.8%)								
2008年	1.2(0.7～1.6%)								
2005年	2.0(1.4～2.6%)								
2008年	1.7(1.1～2.2%)								
支援関係機関 等の実態	<p>【公的・教育機関】</p> <p>[予防・研究・支援]</p> <p>◆地域開発青少年スポーツ省(Community Development, Youth and Sports Ministry (MCYS))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・青少年、高齢者、低所得者、障害者等への支援・援助として基金を設立。 ・慈善事業として、教育、保健情報通信、芸術、社会、スポーツ部門、企業サポート等 								

- ・問題ギャンブルに対する社会的保護手段を開発(ギャンブルセーフガード)
- ・ギャンブル依存症の予防と治療について救済と社会的支援策に取り組む
- ・ギャンブルを繰り返すことへの予防と治療
- ・問題ギャンブラーのリハビリ
- ・問題ギャンブラーの家族にサポートを提供。

○主な責務

- ・国民の努力の先頭に立ってコーディネート
- ・NCPG の推奨事項を実施(若しくは導入)
- ・問題ギャンブルに関する国民の意識を高める
- ・予防とリハビリプログラムへの資金提供
- ・問題ギャンブルプログラムの有効性を評価
- ・問題ギャンブルに関する研究開発

※<http://www.mcys.gov.sg/>

[予防・支援・治療]

◆**ギャンブル依存症対策審議会**(National Council on Problem Gambling (NCPG))

○主な取り組み

- ・ギャンブル、ギャンブルの問題と問題ギャンブルに関連する社会問題で大臣への助言やフィードバックを提供
- ・効果的なプログラムをサポートし実施。
- ・問題ギャンブルに公的な教育を施す
- ・公共の通信やギャンブル、ギャンブルの問題と問題ギャンブルに関して利害関係者の協議
- ・合法的なギャンブルオペレータの責任あるギャンブルの実践
- ・問題ギャンブルの研究、及び問題ギャンブラーとその家族のための予防と治療サービスを提供
- ・カジノ規制法に従って、カジノの社会的セーフガードに関する現行のポリシー内のカジノの除外を実行
- ・資金 15 万S\$は自主的な福祉団体によって開始された公教育プログラムのために提供
- ・問題ギャンブルのためのヘルプラインの運営

※<http://www.knowtheline.sg/>

[相談・支援]

◆**タンジョン・パガーファミリーサービスセンター**(The Tanjong Pagar Family Service Centre)

○主な取り組み

- ・様々な慈善団体、カウンセリングサービスの紹介
- ・問題ギャンブルのカウンセリングサービスを提供
- ・地域開発青少年スポーツ省の下にシンガポール政府によって運営

※<http://www.tanjongpagarfsc.org.sg>

[研究・支援・治療]

◆**全国依存症サービス機関**(National Addictions Management Service of the Institute of Mental Health. (NAMS),)

○施設について

- ・メンタルヘルス研究所(IMH)にあり、NAMSは、その外来部門として専門外来クリニックC(SOC C)、住宅治療とリハビリテーションを提供する入院患者のセレンティセンターが含まれている。
- ・問題のギャンブルと他の行動依存(インターネット、ゲーム等)、及び物質依存(アルコールや薬物)を扱っている。

○主な取り組み

- ・依存障害のアセスメントや治療のための、精神科医の学際的なチームによって、

	<p>精神科医、カウンセラー、心理学者、ソーシャルワーカーからなる学際的なチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別、グループ、家族療法を実施 ・医療や社会サービスの専門家のためのトレーニング ・サービスやプログラムを開発するコミュニティリエゾン(学際的連携・協力) ・依存症研究 ・教育を通じてギャンブル依存症管理 ・徹底した評価 ・医師の相談と治療 ・公認ギャンブルカウンセラーとの個別カウンセリング ・集団治療(Group treatment) ・NAMS 専門外来クリニック、精神衛生研究所で治療可能 <p>※http://www.nams.sg/</p> <p>【民間・非営利団体等】</p> <p>〔相談・支援〕</p> <p>クレジットカウンセリングシンガポール(Credit Counselling Singapore)</p> <p>○主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育を通じたクレジットカードやお金の管理の責任ある利用を促進 ・消費者が深刻な債務問題から回復を支援するために債務返済計画を立てる手助け ・個人で問題を抱えないように関連情報を公開し、債務問題を処理、債務管理できるように教育、支援 ・企業、地域団体、学校へのセミナーやワークショップをカスタマイズし、実施する教育活動を展開 <p>※http://www.ccs.org.sg/</p>
--	---

※ シンガポールにおけるカジノにの社会的責任(CSR):

森林・生息環境保護の取り組み、リゾート建設の埋め立て工事の影響を受けるおそれある 200 群体のサンゴを移植、RWS マリンライフ基金として野生生物保護団体・フカヒレ消費量削減・幼稚園児たちの募金活動等の海洋保護プロジェクトに寄与(リゾート・ワールド・セントーサ)

若者や恵まれない子供たちを支援する地域ベースの取り組みを積極的に支援(マリーナ・ベイ・サンズ)

[出典]シンガポール内国歳入局 ホームページ その他により作成

4. 沖縄統合リゾートモデルにおける納付金等及びその使途の考え方

平成 23 年に I R 議連が公表した「特定複合観光施設区域整備法案大綱」及び「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(推進法案)」においては、納付金の徴収率やその使途などについて詳細な規定がない(ただし、推進法案においては、東日本大震災復興財源に充てることのできる旨記されている)。しかし、これまで議論されてきた内容を基に想定される使途をまとめると、収益の分配例(p4)にあるような内容となると考えられる。

こうした納付金等の考え方の変化が、平成 22 年度に再構築した「沖縄統合リゾートモデル」にどのような影響を与え、納付金等の使途がどのようになるのかについてまとめる。

(1) 沖縄統合リゾートモデルにおける納付金等の考え方について

① 納付率等に対する考え方について

カジノ税等のあり方は、各国の事例で見たとおり、定率課税や累進課税などの方式をとっているところが多い。

沖縄統合リゾートモデルの再構築を行った平成 22 年度当時、I R 議連において検討されていた特定複合観光施設区域整備法の会長私案では、賦課金額や係数は示されていない。そのため、沖縄統合リゾートモデルにおける国や地方公共団体への納付金等については、各国の例を参考に仮に全体で 15%程度となるよう設定した（図表 1）。

また、費目「賦課金」や規制機関「カジノ管理機構」等の用語やその用途について、平成 23 年に I R 議連で議論されている内容を反映すると、おおむね図表 2 のとおりとなる。

なお、「比率等」については、「法案大綱」（H23. 7. 28）において「地方公共団体への納付金の徴収率は、国への徴収率を上限とする」旨記載されているが、「推進法案」（H23. 8. 23）においてはふたたび比率に関する記載がないことから、平成 22 年度モデルで検討した率及び納付額のままとしている。

■図表 1 粗収益からの控除

費 目	原 資	比 率 等	備 考
カジノ管理機構賦課金 等	粗収益より※	定額	（カジノ管理機構の運営費）
国への納付金（カジノ税）	粗収益×	3.0%	（国民年金給付費国庫負担金）
依存症（問題）賦課金	粗収益×	1.0%	（調査・研究・カウンセリングへの補助）
特定地方公共団体賦課金	粗収益×	10.0%	（国際観光の振興等）

※ カジノ管理機構賦課金の定額について（L G C B（Las Vegas Gaming Control Board）の予算を参考として算出）

L G C B 年間予算	36,400,000 US\$＝	2,912,000 千円①
ラスベガス観光客数	36,351 千人（2009 年）	（※US\$＝80 円として算出）
うちゲーミング参加者数	29,081 千人	
沖縄統合リゾートカジノ参加者数（最大）	2,000 千人	6.88%②

200,000 千円（①×②）

※LGCB: ネバダ州におけるカジノ産業の監視・管理を行う機関。運営費はスロットマシンから徴収されている。

※沖縄統合リゾートカジノ参加者(2,000 千人)には、県民は含んでいない。

■図表 2 粗収益からの控除（平成 23 年に検討された内容を反映）

費 目	原 資	比 率 等	備 考
カジノ管理委員会運営費分担金	粗収益より	定額	（カジノ管理委員会の運営費）
国への納付金	粗収益×	3.0%	（震災復興等）
入場料（国） ※	—	—	（依存症等対策経費）
地方公共団体への納付金	粗収益×	10.0%	（地域施策等）

※「法案大綱」及び「推進法案」においては、地方公共団体も入場料を徴収することができる旨示されている。

入場料は、法令等により額が定められ、入場者が納めるものであるため、粗収益に基づく算出とはならない。

②納付額に対する考え方について

沖縄統合リゾートモデルの経済効果において、地方公共団体に対する納付金は、沖縄統合リゾートの（ターゲット別・立地別によるバリエーションによる）4つのモデルそれぞれにおける「ゲーミング粗収益」に図表1の率（10.0%）を乗じて算出したものとなっている（図表3）。

納付金の使途として、仮定の係数のもと懸念事項対策、地域振興対策、環境共生支援、その他等があるとした。こうした使途の定め方については、「推進法」施行後に具体的に検討されることになるが、地方公共団体に対する納付金については条例の定めにより使途を定めることが想定されている。

■図表3 地方公共団体への納付金

（単位：億円）

比較項目	内訳	平成22年度検討モデル			
		MICE誘致型		ヘルシー&アミューズメント・リゾート機能特化型	
		①郊外リゾート型	②周辺施設連携型	①郊外リゾート型	②周辺施設連携型
（ゲーミング粗収益）		(480)	(320)	(202)	(202)
地方公共団体に対する納付金		48.0	32.0	20.2	20.2
うち懸念事項対策	20%	9.6	6.4	4.0	4.0
うち地域振興支援	20%	9.6	6.4	4.0	4.0
うち環境共生支援	20%	9.6	6.4	4.0	4.0
その他	40%	19.2	12.8	8.1	8.1

※ なお、平成22年度モデルの経済効果試算においては、ゲーミング粗収益から納付金、規制機関分担金等を差し引いた利益に対し課税される法人税等についても試算している。

■参考 税収の推計（法人関係）

税収計		98.5	47.3	88.4	88.4
国税 法人税		67.3	32.0	61.2	61.2
県税 法人事業税		19.0	9.4	16.1	16.1
法人県民税		3.9	1.9	3.6	3.6
市町村 法人市町村民税		8.3	4.0	7.6	7.6

（注）数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の値と一致しない場合がある。

※ 税収の算定にあたっては、特定民間事業者は開業1年後、資本金の額が100億円、従業者数50人超と仮定した。

税収の項目全てを算出するのは困難であり、ここに示される税収額は法人にかかる税金のみである。

（2）想定される納付金の使途について

地方公共団体に対する納付金については、IR議連における検討内容をみると条例で定める使途に充てられることとなっている。現段階において、使途の絞り込みを行うことは困難であるが、納付金の使途及び規模等についての検討は納付金の徴収率を設定する上でも重要な要素となるため、想定される使途について検討を行う。

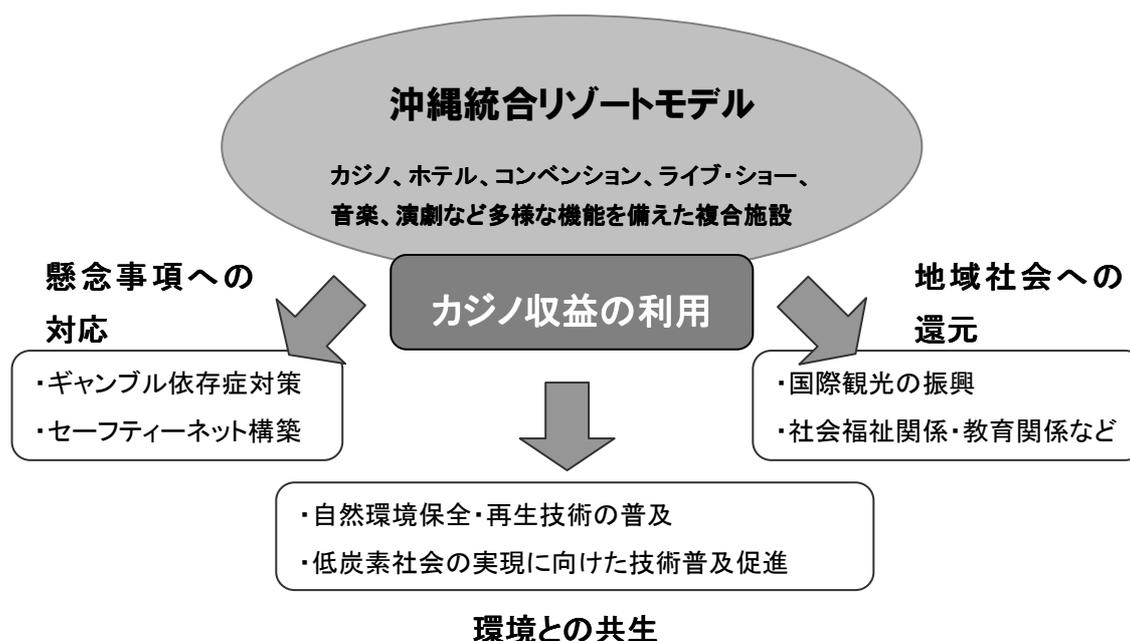
沖縄統合リゾートモデルの再構築にあたっての基本的な考え方は、『沖縄統合リゾートを核とした地域社会への責任』というものであり、沖縄統合リゾートを沖縄県の振興を牽引する施設として、地域の課題にも対処していくことを目指すこととしている。

【沖縄統合リゾートモデルの再構築にあたっての基本的な考え方】

◆沖縄統合リゾートを核とした地域社会への責任と貢献

- 国や県の新たな将来ビジョンの実現に資する
- 懸念事項、環境問題等に対する機能・事業を導入する
- 環境共生型社会の形成に資する

こうした考え方にに基づき、カジノの収益の利用により施設内はもとより、周辺地域、ひいては沖縄県全体の観光振興や豊かな自然環境の保全・再生や低炭素社会に向けた取り組み、安心・安全で住みよい社会の形成に寄与する、としている。



①【地域社会への還元】

1) 治安対策、交通対策

カジノ実施に伴い、周辺の治安対策、交通対策の需要が見込まれるため、その財源を確保できるようにしておく必要がある。

なお、こうした対策等にかかる経費や対策の方法については、関係機関との連携のもと、今後検討をしていく必要がある。

2) 地域振興

間接的な税収効果などをより強く期待し、地域振興を図る。

主な内容として、地域開発・再開発のための基盤整備が挙げられる。

地域振興に充てるべき納付金額の算定にあたっては、沖縄統合リゾートの具体的な立地場所を定めただけで、その周辺自治体との開発に関する調整が必要となる。また、周辺地域のみならず、県全体の振興に資する施策の検討も必要である。

また、地域振興に関連して、推進法案では、カジノから徴収する納付金は東日本大震災等の大規模災害復興費に充当できると規定し、国・地方公共団体が徴収する財源の用途のひとつとして具体的に明記した。

これは、2005年8月に米国南東部で甚大な被害をもたらしたハリケーン・カトリーナの被災地復興を目的としたカジノ建設の規制緩和により様々な開発投資が行われた事例を見習ったものと思われる。

3) 国際観光の振興

沖縄県が目指す「世界水準の観光リゾート地の形成」に向けた施策に対し、納付金を充てる。

入域観光客の増は、沖縄県及び沖縄統合リゾート運営者双方にとって有益となる。

4) 社会福祉関係・教育関係

医療・福祉等の使途に用いられることが多い社会保障費や青少年等に対する教育関係については、対象分野との連携により幅広い利用が想定されるが、定率で納める納付金は安定財源とはなり得ないため、その充当事業については慎重に検討する必要がある。

②【環境との共生】

1) 自然環境保全、再生技術の普及、低炭素社会実現に向けた技術普及促進

沖縄県は先進的な自然環境の再生・保全を推進することや、環境負荷の少ない循環型社会の構築、環境技術の革新を進め、世界の先進的なモデルとなる「低炭素島しょ社会」を実現するとされている。

そのため、沖縄統合リゾートの開発にあたり、その区域内における地域循環システム、再生エネルギー、省エネルギー等、低炭素社会に向けた最新技術や自然環境の保全、再生に関する最新技術の導入を事業者には義務付け、自然環境の保全・再生モデルとして技術の普及促進に寄与することが考えられる。

また、環境共生に関する技術は研究段階のものも多く、実現までには多大な費用を要する。ここに納付金を充て、区域内のみならず、周辺地域ひいては沖縄県全体の低炭素社会に向けた取組みや、緑豊かな自然環境の保全・再生に寄与する可能性が見込まれる。

③【懸念事項への対応】

カジノ導入に伴う懸念事項とされている、①ギャンブル依存症の増加、②青少年への影響、③暴力団等組織悪の介入、④地域環境に与える影響などへの対策として、まず求められるものがセーフティネットの構築であるが、その構築に対して、徴収した納付金のみを充当するのではなく、事業者に一定の支出を義務付けることが検討されている。そして、その中で関

わりを持つことになる機関（依存症相談機関等）の運営費用などに対し、納付金の一部を充当することが想定される。

治安対策、交通対策や、開発にあたっての低炭素社会に向けた最新技術等導入の義務付けなどが、沖縄統合リゾートを実際に導入する段階で検討されるものであるのに対し、カジノ導入に伴う懸念事項への対策については、沖縄統合リゾートの導入の是非を議論する段階でその内容を具体的に示しておく必要がある。

とりわけギャンブル依存症へのセーフティネット構築は、国が対策を講じるとした場合においても、更に地域における個別の対策が必要であるため、その関連する団体・機関等の運営に要する経費等について、検証を行う。

なお、海外の事例において、カジノ事業者が自発的に行う企業の社会的責任（CSR）がみられる。例として、自然環境保全・文化振興、教育・人材育成支援等の特定事業への参画、さらに特定疾患の研究への資金援助等に充てるための地域社会・慈善団体への寄付等が挙げられる。このようなCSRについては、沖縄統合リゾートが導入される場合にも当然企業に求められるものであるが、こうした活動と行政機関が納付金を充当して行う活動の棲み分け等については、現段階（IR推進法案）では明確にすることはできないため、今後さらに詳細な内容を検討していく必要がある。

（３）主な懸念事項対策

カジノ導入に伴う懸念事項対策として、以下のようなものが挙げられるが、そのなかには法令等に基づくものやカジノ事業者に義務付けるもののほか、依存症相談機関等との連携などがあり、こうした機関への支援等を行うことは、セーフティネットを構築するうえで極めて重要となる。

【ギャンブル依存症対策】

- ・ 本人や家族の申し立てに基づくカジノ施設からの依存症患者自己排除プログラムの実施
利用時間の制限や掛け金の上限設定
- ・ 対顧客与信（後払い）による賭け、カジノ場内及び近隣特定地区でのATM設置・金銭貸付の禁止
- ・ 入場料の賦課
- ・ 依存症に関する啓発、相談、治療、地域・家族との取り組みへの支援等
- ・ 依存症回復支援施設の整備・支援
- ・ ギャンブル依存症患者の特定化、対処のためのカジノ従業員教育等の徹底 など

【青少年への影響の対策】

- ・ カジノ場への立入、入場、ゲームへの参加を禁止、本人確認等のチェックの徹底
- ・ カジノ場に関する広告やプロモーションについても、過剰な広報活動を自粛するなど一定の規制を設けていく
- ・ 高校生や大学生を中心とした責任あるギャンブルについての早期予防教育の導入

【暴力団等組織悪介入への対策、犯罪の防止策】

- ・ カジノ事業者に対し警備や監視に必要となる体制や機材等の具備を義務付け
- ・ カジノ運営において、暴力団や犯罪歴がある等、適切でない法人や個人を排除すること
- ・ カジノ運営者は国の認証を取得することを要件とし、認証取得者の違法行為については事後においても国により認証を剥奪することができるなどの措置を講ずること
- ・ 国や警察との連携・協力・調整体制を築き、不正排除、暴力団等の介入阻止などの仕組みを作ること
- ・ ゲーム進行の常時監視、映像記録の一定期間保持の義務づけ
- ・ カジノ事業者の費用負担によるカジノ場内における警察官詰め所の設置

【地域環境への対策】

- ・ 営業時間や立地場所の検討（住環境の悪化への対応策）
- ・ カジノ場内及び近隣特定地区でのATM設置・金銭貸付の禁止
- ・ 警察、教育、保健衛生、金融等の組織で構成する地域環境管理委員会の設置の義務づけ
- ・ 施行者は良質な周辺環境を保持し、交通渋滞対策等周辺の交通の安全と円滑を図る配慮義務が必要

(4) 想定される納付金の使途

カジノの適切な運営にあたって、さまざま対策を講じる必要があるが、そのうち納付金の使途として想定されるものとしては、依存症に関する啓発、相談、治療、地域・家族との取り組みへの支援等である。また、地域環境への対策としての地域環境管理委員会への支援も考えられる。

そこで、類似の活動を行う団体を参考に、活動内容や運営経費などについてまとめる。

① 依存症に関する啓発

1) 各種メディアでのキャンペーン

◆ 目的・効果

- ・ ギャンブラー問題の若年層への影響を考慮して、早期問題解決への介入の手段である予防対策のキャンペーン、責任あるギャンブルの在り方を啓発する内容とする
- ・ ヘルプライン（電話相談）、カウンセリング団体、精神福祉・医療機関、自助グループ、回復マネジメント施設等の存在、これら機関の活動についてその取り組みを紹介するポスター、チラシ以外でアクセス可能な方法を各種メディアにより周知することが必要となる。
- ・ 例えば、テレビ、ラジオ、HP等でヘルプラインのサービスについて常にキャンペーンを行い、問題のあるギャンブルについての理解やその症状、利用者の声、その他の救済情報源の紹介等を公開することでギャンブル依存問題の予防措置としての効果を発揮することが可能である。（例：シンガポールNCPG（p42参照））
- ・ プライバシーの確保が可能であり、気軽にアプローチできることをアピールする。

参考事例：ギャンブル依存症カウンセリング

- ・インターネットを利用して完全匿名で専門的なアドバイスが24時間受けられる。
- ・パチンコ依存症からの回復を目的に、オンラインを活用した治療を実施している。
- ・対面カウンセリングとの差別化を図り、ブログやツイッター、MIXIコミュニティ、メルマガ配信等を活用し、アクセス数増の実績がある。

◆参考となる機関

○韓国賭博中毒治癒センター：韓国（p42 参照）

- ・キャッチフレーズ、キャンペーン等の公募選を実施し、学生の作品を紹介
- ・2007年ギャンブル中毒予防及び健全なギャンブル定着のための公募作品を収めたCDの作成、配布



アニメーション、実写による啓発作品のCD

◆キャンペーン等に係る経費の考え方

- ・様々な媒体を活用した手法が考えられるが、費用対効果の高い方法の検討が必要である。
- ・早期回復に繋がる機関・団体等による取り組みの宣伝・啓発活動の一環として継続が可能で適正な予算の配分が必要である。
- ・キャラクターや有名人等の起用によるCM、PVの制作は高額な予算が必要であるが、より身近なHP等の活用も効果的な手法である。
- ・テレビCMに関しては、民放3局において夜から深夜帯を中心に、各局で1日4回ずつ放映することを想定。CM1回の放映権料を50万円とし、キャンペーン期間を30日と設定した場合の額である。

教育啓発用DVD及びテレビCMの制作、放映

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	啓発用DVD制作費	部	3	1,000,000	3,000,000	3種類のDVD
②	啓発用DVD焼付料	部	2,100	100	210,000	700部*3種類
②	教育学習プログラム	部	700	3,000	2,100,000	テキスト印刷・製本、教育機関125*5部+75予備
③	テレビCM制作費	式	1	2,000,000	2,000,000	15秒動画、BGM、ナレーション
④	テレビCM放映	日	30	6,000,000	180,000,000	民放3局*4回*500,000円/日
	計				187,310,000	

2)関連機関等による啓発ポスター、パンフレット、機関紙等の作成・配置

◆目的

- ・施設案内のパンフレットや自己診断用パンフレット、ヘルプラインの周知ポスターなどを作成し、ギャンブル依存症問題とその対処方法、関連機関情報の周知を図る。

〈1〉 ヘルプライン周知



〈2〉 電話相談&支援サービスの啓発グッズ



〈3〉 施設案内パンフレット



〈4〉 自己診断用パンフレット



- ※ 〈1〉：特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク（p 43 参照）
 〈2〉：ギャンブル依存症対策審議会（NCPG）：シンガポール（p 42 参照）
 〈3〉〈4〉：認定NPO法人ワンダーポート（p 42 参照）

②依存症に関する相談

1)ヘルプラインの充実

◆ヘルプラインの役割・運用

- ・カジノへの過度ののめりこみ（ギャンブル依存問題）について、早期介入システムの第一歩である無料電話相談による早期介入窓口として開設する。
- ・問題を抱える本人、家族等、性別、年齢を問わず誰でも24時間365日どこからでも無料で電話がかけられる体制を整備する必要がある。
- ・カジノ客を含む多様なギャンブル依存問題に関する電話相談に対応することが想定され、海外客の多言語、より広範な分野への的確なアドバイスが求められる。

- ・問題発生への早期対応、ホットラインへの確につながするためには、パンフレット配置やポスターの掲示は不可欠である。

◆スタッフの配置

- ・常時5名の相談員が対応すると、3交代で一日当たり15名のスタッフ配置が必要。
- ・多言語、より専門性が求められるため相談委員のスキルアップが欠かせない。

◆アクセスポイント、アクセスラインの整備

- ・誰でも、何処からでも24時間無料の電話相談を受け入れるための体制づくりが必須である。特に、夜間等の利用が集中する時間帯への対応として需要に応じた電話回線の適正な整備が必要である。
- ・さらに、様々な国から訪れるカジノ客等へ対応する言葉のバリアをなくすために多言語に対応した相談員の配置が必要となる。
- ・また、アクセスの利便性を考慮して、電話回線以外にパソコンや携帯からの利用が可能なEメール等への対応が必要である。

◆参考となる機関

○特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク（p43参照）

- ・パチンコ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に設立された非営利の相談機関である。
- ・問題で悩む本人やそのご家族を対象に、無料で電話相談を実施している（通話料のみ、個人で負担）。

◆ヘルプラインの設置及び運営に係る経費の考え方

- ・電話相談スタッフの人件費
- ・オフィスの賃貸料、光熱費等
- ・相談員の研修・育成、依存問題の支援に係わる人材の育成、ギャングリング問題を学ぶセミナーの開催（講師の県外派遣）
- ・調査・研究費（活動の成果報告書、自主事業の開催）
- ・活動の広報・啓発費（機関誌の発行、ポスター・チラシ等の作成）

「電話相談(ヘルプライン)の運営(1施設あたり)」

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	人件費	名	15	1,920,000	28,800,000	スタッフ年間賃金、24H・年間3千件対応、16万円、多言語対応
②	オフィス賃貸	式	1	12,000,000	12,000,000	年間賃貸、300㎡
③	光熱費等	式	1	3,000,000	3,000,000	電気、ガス、水道、電話
④	セミナー開催	式	1	2,700,000	2,700,000	人材育成、年3回、3名講師派遣
⑤	調査・研究	式	3	600,000	1,800,000	年3回、成果報告書出版
⑥	広報・啓発	部	1,500	3,700	5,550,000	ポスター、チラシ、パンフ、ニュースレター印刷
	計				53,850,000	

③依存症に関する治療

1) 依存症回復支援施設の整備・支援

◆目的・効果

- ・ギャンブル依存の問題は世界保健機関（WHO）が病気として認定しているものの、現時点で治療薬はないため、個人が病気であることを自覚し、早期に専門機関での正しいカウンセリングによる治療を受けることが第一歩である。
- ・しかし、個人の努力のみでは十分な回復は見込みにくく、同じ問題を抱える当事者達によるグループセラピーが有効であるとされる。
- ・回復プログラムを受けるためにはデイケア型、入所型の施設整備に分かれる。

◆ 地域とのつながり(地域社会での回復の手助けが必要)

- ・重度な依存患者に対してはデイケアだけでなく、入所型の回復マネジメント施設で団体活動をとおして自立、生活再建、社会復帰の訓練を行うプログラムを用意する。
- ・積極的にアルバイトやボランティア活動に参加し、地域社会との関係性を取り戻すことが効果的な治療であるとされている。
- ・これらの回復支援施設が地域との連携により運営が成り立つためにも、地域コミュニティとの相互の信頼関係を構築していくことが必要である。

◆参考となる機関

○認定NPO法人ワンデーポート（p43参照）

- ・2000年より活動している我が国初のギャンブルに問題がある人の回復支援施設で日本の依存関連施設中では、唯一「認定NPO法人」の認可を受けている。
- ・家族セミナーを定期的実施し、回復に役立つ書籍の発行や販売なども行っている。

◆事業運営に係る経費の考え方

- ・支援団体の活動運営費への支援として、オフィスの賃貸、維持管理、事務経費、スタッフの人件費、自主活動費（セミナー、勉強会、シンポジウム等の開催、講師の派遣）
- ・基本的に個人負担金の目安では、入所型施設を利用する場合は生活費としてアパートの賃貸料、光熱費、食費、交通費等が基本的に必要である。
- ・さらに、回復プログラムとしての費用が必要となる。

「回復マネジメントセンター(入寮施設)の運営(1施設)あたり」

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	人件費	名	15	1,920,000	28,800,000	スタッフ年間賃金、16万円
②	オフィス賃貸	室	2	600,000	1,200,000	年間賃貸、100㎡
③	寮賃貸	室	25	960,000	24,000,000	年間賃貸、40㎡、50名入寮、2名相部屋
④	光熱費等	室	27	600,000	16,200,000	電気、ガス、水道
⑤	講習会	回	12	900,000	10,800,000	本人、家族、月1回、講師3名派遣、経費
⑥	調査・研究	式	3	600,000	1,800,000	年3回、成果報告書出版
⑦	広報・啓発	部	1,500	3,700	5,550,000	ポスター、チラシ、パンフ、ニュースレター印刷
	計				88,350,000	

- ・利用者の個人負担への支援として、カウンセリング費用（特に高額費用に対する支援）、遠隔地であれば交通費・宿泊等の補助・貸付も考えられる。
- また、こうした入寮施設を新たに整備する場合には、建設経費等も支援対象として考えられる。

回復マネジメントセンター（入寮施設）の建設例

項目	建築面積 (㎡)	建築単価 (円/㎡)	金額 (円)	備考
施設建設費	1,400	220,000	308,000,000	

- ※ 1 建築面積については、沖縄県総合精神保健福祉センターと同程度の施設が整備されると想定。
- ※ 2 建築単価については、独立行政法人医療福祉機構が定める「診療所施設（耐火）」の標準建築単価を設定。

④依存症に関する地域・家族との取り組み

1)人材育成

◆目的・役割

- ・ギャンブル依存問題に対処するために必要な人材となる援助識者、サポーター等の養成を行うことを目的にセミナー、勉強会等を定期的で開催・運営する。
- ・主催者としては、ギャンブル依存問題に取り組んでいるNPO等の団体（電話相談、カウンセリング、回復マネジメント施設、支援団体等）から現場で活動する実務者を講師として招聘し各種テーマを設定して開催する。

◆参考となる機関

- 特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク（p43 参照）
 - ・ギャンブル問題に介入できる援助識者、サポーター養成を目的とした講座の開催
 - ・沖縄も含め全国各地で参加者を募り開催している。
 - ・依存の問題の支援に携わる人たちの勉強会を開催している。
- 非営利団体（NPO）オフィスサーブ（p45 参照）
 - ・2001年にセルフヘルプ・グループ（相互援助グループ）支援を目的に設立された非営利の団体、依存問題家族教室や従業員支援プログラムに取り組んでいる。
 - ・当事者の持つ回復する力を伸ばす事業を行い、セルフヘルプ・グループ（相互援助活動）の活性化を図り、女性をとりまく依存問題やこれに類する問題及びドメスティックバイオレンス、性暴力、虐待などの諸問題からの回復と再発予防について、最新の情報とプログラムを提供する事業を行うことを目的とする。加えて、労働者を対象とした従業員支援プログラム（EAP）を行い、労働者のメンタルヘルスケア、予防、啓発事業等を通して、労働者のこころの健康づくりに寄与することを目的とする。

◆必要経費の考え方

- ・セミナー、シンポジウム等の開催経費として会場費、講師派遣費（資料は参加者負担）
- ・勉強会の開催に係る会場費等の経費

「カウンセリングセンターの運営(1施設あたり)」

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	人件費・常勤	名	5	3,000,000	15,000,000	専門職年間賃金、25万円
②	人件費・非常勤	名	10	3,600,000	36,000,000	カウンセリング等年間契約、専門職
③	オフィス賃貸	式	1	18,000,000	18,000,000	年間賃貸、500㎡
④	光熱費等	式	1	4,200,000	4,200,000	電気、ガス、水道、電話
⑤	セミナー開催	式	1	3,600,000	3,600,000	本人、家族、人材育成、月1回、講師3名派遣
⑥	調査・研究	回	6	800,000	4,800,000	年6回、成果報告出版
⑦	広報・啓発	部	1,500	3,700	5,550,000	ポスター、チラシ、パンフ、ニュースレター印刷
	計				87,150,000	

2) 自助グループ等への支援

◆目的・効果

- ・基本的に寄附や市町村等の助成金が自助グループ等の活動資金に充てられている。
- ・基本的に個人負担はなく、グループミーティング主体で会場・運営費、その他の自主事業の開催には費用が発生する。
- ・現在はパチンコ等の依存者の参加が多数を占めるが、カジノの開設に伴い、活動運営資金への助成にカジノ納付金を充てるということも考えられる。

◆対象となる機関

○GA (ギャンブラーズ・アノニマス) (p47 参照)

- ・依存者本人を対象とした依存者同士でのグループミーティングを定期的で開催している。
- ・ギャンブルに依存することになった自分自身を見つめ直し、同様な問題を抱える人たちが集まり回復に向けた希望を分かち合う目的で自主的にミーティング形式によるグループセラピーを開催している。
- ・全国組織 (GAインフォメーションセンター)、各地にグループミーティングの会場を設定している。

○Gam-Anon (ギャマノン) (p47 参照)

- ・ギャンブル依存症の問題を持つ人の家族と友人のための集まりを定期的運営している。
- ・同じ問題を抱える人たちがグループミーティングをとおして回復を願う活動として周知されている。
- ・全国組織 (ギャマノンインフォメーションセンター)、各地にグループミーティングの会場を設定している。

◆地域・家族との取り組み支援等に係る経費の考え方

- ・自助グループの活動運営費への支援としては、利用者がアクセスしやすい場所に立地する会場費、利用者を繋げる通信費、HP維持費等の事務費が想定される。
- ・また、自主事業としてセミナーやシンポジウムの開催費用への支援も考えられる。

支援団体等への助成金給付(10 団体までを対象とした場合)

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	活動助成金	団体	10	2,000,000	20,000,000	自助グループ、支援団体、関連NPO等
②	運営貸付金	団体	10	2,000,000	20,000,000	自助グループ、支援団体、関連NPO等
	計				40,000,000	

⑤地域環境管理委員会の設置

◆目的

- ・地域主体による地域環境への監視体制の強化策として、青少年への影響、暴力団等組織悪介入、犯罪防止等への協働の取り組みを図る目的で設置する。
- ・カジノの運営については国や警察等の厳しい監視下に置かれ不正排除のコントロールが細かく規定されるが、カジノ場を取り巻く社会環境へのリスクを阻止するため様々な主体とともに住民代表の参画で健全な地域社会の構築に努める必要がある。

◆活動内容

- ・地域独自の規制（住宅地や学校からの距離、カジノの外観・運営時間等）等への提言を吸い上げる機関として位置づける。

◆構成員

- ・警察、教育、保健衛生、金融、有識者、地元住民代表、カジノ事業者等で構成される。

◆設置・運営に係る経費試算

- ・団体組織の運営、事務経費、会議費、必要に応じて公的機関以外に民間人等への謝礼金・交通費等も考慮される。
- ・常設の機関として機能する場合、オフィスの賃貸、運営費、常勤スタッフの人件費等が計上される。

地域環境管理委員会の運営

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	人件費	名	2	1,800,000	3,600,000	スタッフ年間賃金、15 万円
②	オフィス賃貸	式	1	1,200,000	1,200,000	年間賃貸、350 ㎡
③	光熱費等	式	1	960,000	960,000	電気、ガス、水道、電話
④	指導謝礼金等	人	15	240,000	3,600,000	12 回、1.5 万円・人、警・教・保・金・有・住・オペ・医・支・NPO
⑤	運営費	月	12	70,000	840,000	事務消耗品費 7 万円・月
	計				10,200,000	

◆想定される主な懸念事項等対策経費一覧(まとめ)

教育啓発用DVD及びテレビCMの制作、放映

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	啓発用DVD制作費	部	3	1,000,000	3,000,000	3種類のDVD、100万円*3
②	啓発用DVD焼付料	部	2100	100	210,000	700部*3種類
②	教育学習プログラム	部	700	3,000	2,100,000	テキスト印刷・製本、教育機関 125*5部+75予備
③	テレビCM制作費	式	1	2,000,000	2,000,000	15秒動画、BGM、ナレーション
④	テレビCM放映	日	30	6,000,000	180,000,000	民放3局*4回*500,000円/日
	計				187,310,000	

「電話相談(ヘルプライン)の運営(1施設あたり)」

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	人件費	名	15	1,920,000	28,800,000	スタッフ年間賃金、24H・年間3千件対応、16万円、多言語対応
②	オフィス賃貸	式	1	12,000,000	12,000,000	年間賃貸、300㎡
③	光熱費等	式	1	3,000,000	3,000,000	電気、ガス、水道、電話
④	セミナー開催	式	1	2,700,000	2,700,000	人材育成、年3回、3名講師派遣
⑤	調査・研究	式	3	600,000	1,800,000	年3回、成果報告書出版
⑥	広報・啓発	部	1,500	3,700	5,550,000	ポスター、チラシ、パンフ、ニュースレター印刷
	計				53,850,000	

「回復マネジメントセンター(入寮施設)の運営(1施設)あたり」

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	人件費	名	15	1,920,000	28,800,000	スタッフ年間賃金、16万円
②	オフィス賃貸	室	2	600,000	1,200,000	年間賃貸、100㎡
③	寮賃貸	室	25	960,000	24,000,000	年間賃貸、40㎡、50名入寮、2名相部屋
④	光熱費等	室	27	600,000	16,200,000	電気、ガス、水道
⑤	講習会	回	12	900,000	10,800,000	本人、家族、月1回、講師3名派遣、経費
⑥	調査・研究	式	3	600,000	1,800,000	年3回、成果報告書出版
⑦	広報・啓発	部	1,500	3,700	5,550,000	ポスター、チラシ、パンフ、ニュースレター印刷
	計				88,350,000	

回復マネジメントセンター(入寮施設)の建設例

	項目	建築面積(㎡)	建築単価(円/㎡)	金額(円)	備考
	施設建設費	1,400	220,000	308,000,000	

「カウンセリングセンターの運営(1施設あたり)」

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	人件費・常勤	名	5	3,000,000	15,000,000	専門職年間賃金、25万円
②	人件費・非常勤	名	10	3,600,000	36,000,000	カウンセリング等年間契約、専門職
③	オフィス賃貸	式	1	18,000,000	18,000,000	年間賃貸、500㎡
④	光熱費等	式	1	4,200,000	4,200,000	電気、ガス、水道、電話
⑤	セミナー開催	式	1	3,600,000	3,600,000	本人、家族、人材育成、月1回、講師3名派遣
⑥	調査・研究	式	6	800,000	4,800,000	年6回、成果報告出版
⑦	広報・啓発	部	1,500	3,700	5,550,000	ポスター、チラシ、パンフ、ニュースレター印刷
	計				87,150,000	

支援団体等への助成金給付(10団体までを対象とした場合)

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	活動助成金	団体	10	2,000,000	20,000,000	自助グループ、支援団体、関連NPO等
②	運営貸付金	団体	10	2,000,000	20,000,000	自助グループ、支援団体、関連NPO等
	計				40,000,000	

地域環境管理委員会の運営

	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
①	人件費	名	2	1,800,000	3,600,000	スタッフ年間賃金、15万円
②	オフィス賃貸	式	1	1,200,000	1,200,000	年間賃貸、350㎡
③	光熱費等	式	1	960,000	960,000	電気、ガス、水道、電話
④	指導謝礼金等	人	15	240,000	3,600,000	12回、1.5万円・人、警・教・保・金・有・住・オベ・医・支・NPO
⑤	運営費	式	12	70,000	840,000	事務消耗品費7万円・月
	計				10,200,000	

	合計				774,860,000	
--	----	--	--	--	-------------	--

※ 参考となる機関 概要

ギャンブル依存症対策審議会 NCPG (National Council on Problem Gambling)

<概要>

- ・シンガポール地域開発青少年スポーツ省に属し、問題ギャンブルについて民間と政府によるアドバイザー部門の業務を取り扱っている。
- ・組織は、個人の集まりであり、企業経営者や社会労務者含め、様々な産業から参加し構成されている。地域開発青少年スポーツ省等に属している者ではなく、外部から参加し、省庁と協働し教育制度、社会悪の抑制について話し合う場である。

<設立の経緯>

- ・社会、家庭、個人の問題ギャンブルの解決に向けたコミュニティとの協働を目的に 2005 年 8 月に設立された。
- ・問題ギャンブルに関わるネットワークを目的に、世界各国において公的機関として位置づけられた組織間の連携拡充を図っている。

<活動内容>

- ・問題ギャンブラーの情報や紹介サイト、報道発表、報告書、予防、教育ツール等の公開及びカウンセラーのための情報提供を行っている。
- ・予防プログラムと連携し、ギャンブル依存症について国民を教育しようとし、すぐに助けを必要とする人々のためのウェブサイトに掲載されている 24 時間のホットライン、ライセンスを受けたカウンセラーの地域プログラムと最新の情報を提供している。

韓国賭博中毒治癒センター (Korea gambling addiction care center)

<概要>

- ・センターは、問題あるギャンブルに関し、機密情報に基づいてこれらの情報と治療プログラムを提供している。
- ・ギャンブル依存を防ぐために、カウンセリングやヒーリングプログラムを提供している。

<設立の経緯>

- ・センターはソウル相談所、舎北（サブク）相談所（ハイワンリゾート内）に 2 ヶ所設置されている。
- ・ハイワンリゾートの社会貢献委員会の組織の中に位置づけられており、国は専門機関を設置していないため、カジノ産業の支援で設立運営されている。
- ・ソウル相談所は主に広報活動、患者の集会運営等を担い、舎北相談所はカウンセリングを中心とした活動を行っている。

<活動内容>

- ・ギャンブル問題に関わる無料のカウンセリングサービスを提供している。
- ・ギャンブルへの過度なめり込み予防と啓発プログラムの開発及び実施を行っている。
- ・地域の青少年のための正しいギャンブルのほか予防プログラムの開発及び実施を行っている。

- ・ギャンブル依存の治癒プログラムの開発及び実施を行っている。
- ・ギャンブル依存の研究活動を行っている。

<施設の概要>

- ・両相談所ともに個室及び集団のカウンセリングルーム、会議室兼ワーキング室、事務室等で構成されている。

特定非営利活動法人 リカバリーサポート・ネットワーク

<概要>

- ・パチンコ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に設立された全国で唯一の非営利の相談機関。問題で悩む本人やその家族を対象に、無料で電話相談を実施している法人である。

<設立の経緯>

- ・全日本遊戯事業協同組合連合会（以下、全日遊連）が2003年4月に発足させた「依存研究会（現ぱちんこ依存問題研究会）」の議論から設立された。

<活動内容>

- ・遊技業界から自らのめりこみ問題に取り組み、社会に役立つサービスを提供するため、2006年4月に第三者機関ぱちんこ依存問題相談機関「リカバリーサポート・ネットワーク」が設立された。2009年10月に特定非営利活動法人となり、より公益性の高い活動を目指し、活動を行っている。
- ・活動は、パチンコ・パチスロ産業21世紀会による活動支援、当ネットワーク会員からの会費及び寄付金によって支えられている。
- ・電話相談事業以外にも、出版物、活動成果物の出版、依存の問題に係わるセミナーやワークショップ等を全国各地で開催している。
- ・ぱちんこ依存問題相談機関からのメッセージを伝える「さくら通信」は、毎月発行され平成24年3月で59号を数える。電話相談に関する丁寧、かつ詳しい情報や月毎のトピック・インタビュー、関連する全国の掲示板等が満載の機関誌を沖縄から全国に発信している。

<施設の概要>

- ・沖縄県西原町内のマンションの一室に事務所を開設している。
- ・施設の大まかなレイアウトは、電話相談コーナー、情報コーナー、ミーティング室、事務室等で構成されている。

認定NPO法人 ワンデーポート

<概要>

- ・ギャンブルの問題を抱える人のための国内初の回復施設として横浜市内に開設して、10年を迎える。全国各地から利用者が集り、常時30人ほどが共同生活しながら、グループセラピーや個別支援プログラムを通して、ギャンブルを必要としない新しい生き方を学んでいる。

<設立の経緯>

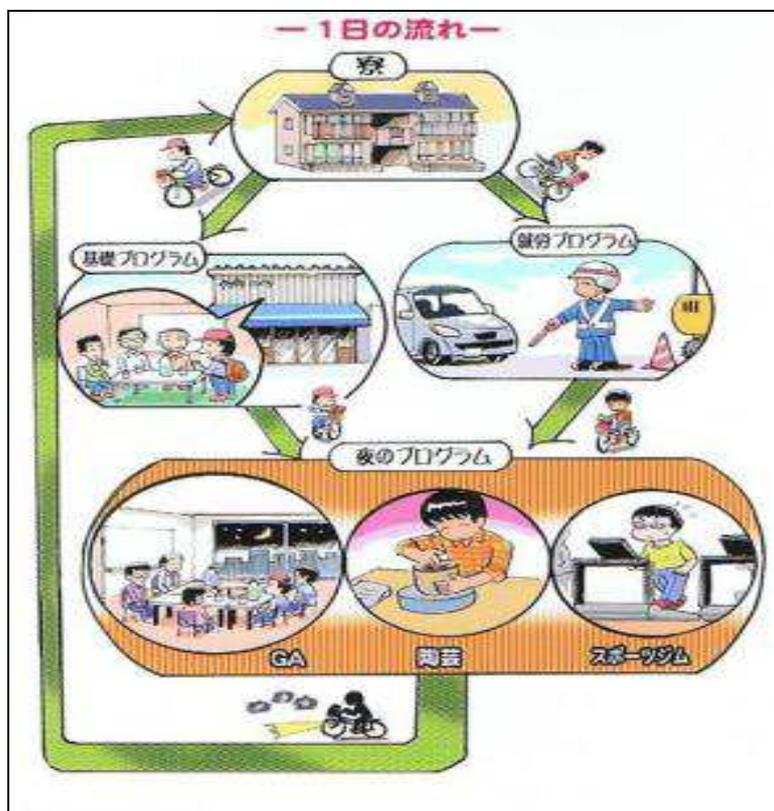
- ・ギャンブル依存からの回復支援の先駆的な活動に取り組んできたワンデーポートは、2000年4月横浜市瀬谷区にデイケアの施設として開設される。当初はアルコール依存症の地域作業所をモデルに自助グループ（GA）への橋渡しを中心に活動が開始される。2005年にNPO法人化、2011年認定NPO法人としての認可を受ける。

<活動内容>

- ・全国でギャンブル問題への正しい理解、ワンデーポートの取り組み、家族や支援者等を対象にしたシンポジウム、セミナー、フォーラムを開催するとともに、先進施設から学ぶために米国のギャンブル回復施設等の視察を実施している。
- ・活動への認知度と相まって、また社会的にパチンコ依存の影響が問題視された時代背景もあり、パチンコ業界からの支援を受けることとなる。さらに、神奈川県との協働事業（かながわボランティア活動推進基金21・協働事業）の補助を受け、ギャンブル依存症の人たちの支援活動、対策などについて話し合うセミナー等を開催している。
- ・基本的にグループセラピー、個別相談を通じ、個々の問題背景に即した支援を提供する入所施設である。
- ・入所の基礎プログラムとして、3か月間、個別面接、グループセラピー、レクリエーション、ボランティア活動などを通じて、自分自身の問題に向き合うことから始める。
- ・更に基礎プログラムを終えると、就労プログラムに移行する。寮生活をしながら仕事に就く。

<施設の概要>

- ・横浜市内のアパート 室を賃貸し、事務所、入居者の居住 グループセラピー、個人セラピー、デイケア施設として利用している。



特定非営利活動法人 ヌジュミ

<概要>

- ・「ぬじゅみ」とは、沖縄の方言の“希望”の意味から命名した。
- ・パチンコ、パチスロ、FX、ネットゲーム、競馬等に関連する借金癖・買い物などの問題をかかえている、女性の依存症のための相談に対応した「回復のプログラム」を指針としたデイケアサービスを提供している法人である。

<設立の経緯>

- ・2007年に神奈川県横浜市内に開設、市から補助金を受け、デイケアぬじゅみ事業（「女性のギャンブルから抜け出せない人たちとその家族」のための施設を開設し、ギャンブルなど共通の問題を共有する、適切な治療機関に早期につながり、適切なサポート(援助)を実施）を運営している。

<活動内容>

- ・2011年3月法人化、女性のギャンブル依存症者等の人々に対して、女性に特化した身体的、精神的、社会的な支援サービスを提供することによって、回復と自立、社会復帰を支援するとともに、普及啓発などを行いながら、我が国の女性のギャンブル依存症者等の医療、保健、及び福祉の増進と社会理解の推進に寄与することを目的としている。
- ・ヌジュミ・プログラムとは、グループセラピー（ミーティング）を中心に組み立てられたプログラムである。ミーティングを中心とした団体生活で人との関わりを修復し、定期的に通所することによって健康的な生活習慣を取り戻す。その他、回復の初期にはこの病気が元で引き起こされたいろいろな問題にぶつかる。ミーティングやカウンセリングでこれらの問題の解決方法を学ぶ。ヌジュミのプログラムによって、ギャンブルなど（問題行動）のない生活を身につけ、地域社会に戻ることを目標としている。
- ・家族教育セミナー、啓発セミナー等を開催している。

<施設の概要>

- ・2011年12月に横浜市の地域活動支援センターに移転し運営を行っている。

非営利団体(NPO) オフィスサーブ

<概要>

- ・当事者の持つ回復する力を伸ばす事業を行い、セルフヘルプ・グループ（相互援助活動）の活性化を図り、女性をとりまく依存問題やこれに類する問題及びドメスティックバイオレンス、性暴力、虐待などの諸問題からの回復と再発予防について、最新の情報とプログラムを提供する事業を行っている。加えて、労働者を対象とした従業員支援プログラム（EAP）を行い、労働者のメンタルヘルスケア、予防、啓発事業等を通して、労働者のこころの健康づくりに寄与することを目的としている。

<設立の経緯>

- ・セルフヘルプ・グループ（相互援助グループ）作りや活動支援のために、「生きよう！楽しもう！声を出そう！」をスローガンに2001年に沖縄県内に設立された非営利の団体である。
- ・多くの女性に会いたいという願いを込めて、当初は「ウィメンズ」とつけていたが、依存関連問題の家族教室を開始し、家族の立場の方が女性に限らないことなどから「ウィメンズ」の表記を外すことにした。
- ・「サーブ」という名前は、これまで関わってきた多くのセルフヘルプ・グループのメンバーや当事者の方々の声を集めて命名した。

<活動内容>

- ・セルフヘルプ・グループ作りを促進する事業「セルフヘルプ支援センター沖縄」
：当事者活動のバックアップを行う拠点として、「沖縄セルフヘルプ支援センター『セルフヘルプ&リカバリー』」の管理・運営を行う。
- ・相互援助活動による回復支援システムの調査・研究
：アルコール・薬物・ギャンブル・摂食障害などの回復施設などと協力しながら、当事者や家族の回復援助に役立つシステムやプログラムについて、調査・研究を行う。研究の成果物は、協力団体と共同で出版する。
- ・集団療法及び家族教室
：「アルコール・薬物・ギャンブルの問題を抱える家族のための講座」「性暴力サバイバーのためのグループワーク」など、当事者と家族に学びと出会いの場を提供する。
- ・個人カウンセリング及びケースマネジメント
：面接による個人カウンセリング・家族カウンセリングをい行い、必要に応じて必要な情報を提供し、より質の高い援助が受けられる機関がある場合には情報提供書を作成して橋渡しをする。場合によっては、アドボケートカードを作成する。
- ・研修会・講座等の開催及び講師派遣
：さまざまな問題の当事者からの相談を受ける援助職の人々を対象に開催される研修会・講演会等で講演やワークショップを行う。
- ・専門職員対象の研修及びスーパーバイズ
：個人スーパーバイズ・集団スーパーバイズなどを行い、援助職の技能向上を支援する。また、援助職に従事者の燃えつき防止のため、「援助職のつどい」を定期的に開催し、援助職者同士の交流とわかちあいの場を作る。
- ・これらの活動に携わる人材の教育及び育成
：ボランティア希望者及び実習希望者を受け入れ、スタッフ研修の場を提供する。
- ・従業員支援プログラムに関する事業 オフィスサーブサポートONE（準備中）
：労働者及び事業所を対象として従業員支援プログラム（EAP）を提供し、労働者のこころの健康づくりを促進する事業を行う。

<施設の概要>

- ・沖縄県西原町のマンション一室にオフィスを構えている。

GA (Gamblers Anonymous)

<概要>

- ・ギャンブラーズ・アノニマスは、経験と力と希望を分かち合っ共同の問題を解決し、ほかの人たちもギャンブルの問題から回復するように手助けしたいという共同体である。
- ・会費、料金は不要で、強迫的ギャンブラーがギャンブルをやめることを手助けすることを目的としている。

<設立の経緯>

- ・1957年の1月に2人の対話から生まれた。第1回のミーティングが、カリフォルニア州のロサンジェルスで1957年9月13日の金曜日に開かれ、それ以来、この運動は着実に成長し、グループは世界中に広がっている。
- ・日本においては1989年2月に横浜アディクションフォーラムにて呼びかけを行い、同年11月に横浜で第1回目のミーティングを開催し、原宿グループが発足した。
- ・その後各地でグループが発足し、1999年7月に沖縄かいグループが発足した。

<活動内容>

- ・全国133の会場でミーティングが開催されている。
- ・全国のGAグループは、定期的にミーティングを開催し、そこでは、ギャンブルが原因でさまざまな問題を起こし、自分の生活がどうにもならなくなった仲間が、自分の体験を話し、仲間のお話を聞くことによって、ギャンブルのない一日を送る力を得ている。その活動を支援している。
- ・プログラムは、ほかの強迫的嗜癖からの回復にも用いられている原理を基にしている。GAでは、強迫的ギャンブルというものは、完治することのない進行性の病気と考えており、再びギャンブルをしないためには、このプログラムを用いて、自分の考え方を変えていくことが大切であり、そのためにも日々同じ病気を持つ仲間とともに行うミーティングが重要であると考えている。

<施設の概要>

- ・GA日本インフォメーションセンターがミーティング等の運営を行っている。
- ・沖縄県の場合、基本的にミーティング会場は、保健センター等の公的機関にて開催されている。

Gam-Anon (ギャマノン)

<概要>

- ・ギャンブル依存症本人のために自助グループ、GA (Gamblers Anonymous) (匿名のギャンブラーたち) があるように、ギャンブル依存症者の家族・友人のための自助グループがGam-Anon (ギャマノン) である。
- ・医師・カウンセラーなどは同席せず、ギャンブル依存症本人の家族・友人という同じ立場の人たちが集まってミーティングを行っている。

- ・悩みや苦しみを分かち合い、勇気と元気をもらうために、各地でミーティングが行われている。参加するには資格も会費も必要なく、必要なのはただひとつ、強迫的ギャンブラーに悩まされている自分自身に幸せが欲しいという願いだけなのである。

<設立の経緯>

- ・1989年、日本においてGAが発足した。その後、1991年、日本においてGamma-Annが発足した。
- ・2001年、第1回ギャマノンの集いが開催された。

<活動内容>

- ・全国129の会場でミーティングが行われている。
- ・ミーティングの種類として、
 - ：クローズドミーティングは、強迫的ギャンブラーに悩む家族・兄弟・友人のみが出席できる。
 - ：オープンミーティングは、家族及び本人、関係者、ギャマノンに関心のある方だれでも参加できる。
 - ：ステップミーティングは、「回復のためのプログラム」（12ステップ）を使っての分かち合いのミーティングである。
 - ：伝統ミーティングは、「一致のためのプログラム」（12の伝統）を使っての分かち合いのミーティングである。
 - ：テーマミーティングは、怒り・謙虚・自責・等 テーマを決めて分かち合いをするミーティングである。
 - ：ビジネスミーティングは、グループの一体性にかかる問題及びサービスについて話し合いを持つ。

<施設の概要>

- ・一般社団法人 ギャマノン日本サービスオフィスが運営し、ミーティング会場案内を中心に2009年11月から電話サービスを行っている。
- ・沖縄県の場合、基本的にミーティング会場は、保健センター等の公的機関にて開催されている。